

新武蔵野クリーンセンター(仮称)整備運営事業 意見・質問に対する回答(第2回)

番号	資料名	頁数	行数	項目	意見・質問	回答	変更等	別紙
1	入札説明書	3	32	3(4)イ 入札公告後のスケジュール	第2回質問の回答予定日の12月3日早めて頂くことは可能でしょうか。もしくは要求水準書に関わる質問についてのみ先行してご回答頂けるようお願い致します。	12月3日の回答予定日から変更はありません。		
2	入札説明書	13	8	9_(1)入札参加者ヒアリング	確認事項については、入札参加者から貴市へ確認する事項のみで、貴市から入札参加者へ確認する事項は、「景観及び建築デザイン等に配慮した施設づくり」及び「地域社会と暮らしに配慮した施設づくり」を具体的に確認するために必要となる資料のみと考えてよろしいでしょうか。また、ヒアリングは事業者選定委員会に向けて、何時間位行うのでしょうか。	第2回質問において、要求水準書等の修正を大きく行った箇所もあるため、平成24年12月に予定していました入札参加者ヒアリングを中止し、入札参加者の公平性を確保するため、書面での質問回答に変更します。そのため、第2回質問回答に対する再質問を含めた追加の質問回答(第3回)を行います。12月3日から10日まで受付期間とし、回答は12月18日とします。12月20日からの第3回質問受付を第4回質問受付とし、予定通り実施します。これらの変更事項については、入札説明書等について修正を行うものとし、変更または修正事項の一覧表を合わせて公表します。入札説明書等の変更した公表資料については、第3回質問に対する回答で再公表します。		
3	資料-1 要求水準書	2	4	第1章 第1節 5 本事業計画地の敷地面積	「本事業計画地の敷地面積は約17,000㎡(うち事業者管理用地約10,000㎡)」とありますが、事業者によって整備する緑被面積の算定にあたっては、本事業計画地全体の面積を用いて算出するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、条例等に基づく緑地面積の算定は、本事業計画地全体の面積で行うものとします。ただし、市管理用地内の緑地面積については、参考図の緑地面積を想定してください。なお、詳細については落札者決定後、市と事業者で協議するものとします。		
4	要求水準書	2	-	第1章_第1節配置図	P.2で示されている全体配置図にある緑の太い一点鎖線があります。これは別添-10で示されている「事業者管理範囲」が青破線とは領域が異なっています。緑の太い一点鎖線は何を示すものなのでしょうか。	別添-10の青線が事業者管理用地と市管理用地の境界とします。要求水準書P.2の緑線を別添-10の青線と同ラインに修正します。		
5	要求水準書	3	1	第1章 第1節_7事業方式・期間	大まかな事業期間の記載がありますが、マイルストーンとして(2)、(5)、(7)、(8)、(10)、(11)を遵守すれば、その中の期間設定は事業者の提案と考えるよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
6	要求水準書	3	1	第1章 第1節_7事業方式・期間	大まかな事業期間の記載がありますが、関連する工工程の關係で部分的に時期の変更は可能と考えるよろしいでしょうか。	市との協議により決定するものとしますが、No.5の回答も参照ください。		
7	要求水準書	3	25	第1章 第1節_8市が実施する業務範囲	「市が実施する業務範囲」の記載がありますが、有無が不明な次のような項目も含まれると考えるよろしいでしょうか。 ・土壌汚染対策工事 ・埋蔵文化財調査 ・既存地中埋設物調査、撤去・処分工事 ・不発弾処理、処理に関する住民等の避難勧告と安全確認 ・敷地内に点在する既存の仮設建物およびこれに接続された電気配線等の移設、撤去・処分 ・その他、調査では分からない、予測困難な事象に対する調査・対策工事	土壌汚染調査は市で実施します。埋蔵文化財はこのエリアでの調査は不要と考えています。不発弾調査は事業者で実施とします。そのうえで、土壌汚染、埋蔵文化財、不発弾については処理がないと想定しています。なお、事象が発生した場合、原則、市の責任において処理するものとなりますが、処理方法等については市と事業者で協議するものとします。既存地中埋設物調査及び撤去・処分工事、敷地内に点在する既存の仮設建物およびこれに接続された電気配線等の移設、撤去・処分については事業範囲に含まれますが、移設方法や処理方法等については市と協議できるものとします。その他、調査では分からない、予測困難な事象に対する調査・対策工事については、事象が発生した時点で市と事業者で協議するものとします。		
8	要求水準書	3	28	第1章 第1節_8市が実施する業務範囲	市が実施する業務範囲の説明文中、「市管理用地内の外構工事等については事業者が実施」とありますが、一方その下の項目には「(2)既存管理棟のリニューアル工事及び施設運営(芝生広場等の外構工事を含む)」とあります。項目(2)の記述を正とし、市管理用地内の外構工事等については市が実施するものと考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書の記載「ただし、市管理用地内にある既存管理棟(エコプラザ(仮称))は、リニューアル工事及び施設運営を行うものとするが、市が市管理用地内の外構工事等については事業者が実施するものとする。」を削除します。		
9	要求水準書	3	31	第1章 第1節_8市が実施する業務範囲	「市が実施する業務範囲」のうち、(2)の(芝生広場等の外構工事を含む。)について、既存のバラ園や風車の撤去・移設が含まれると考えるよろしいでしょうか。また、それら以外の植栽や外構施設は、歩道や野球場側に面するフェンス等を含めて事業者側で撤去・処分すると考えるよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
10	要求水準書	3	36	第1章 第1節_8市が実施する業務範囲	「市が実施する業務範囲」のうち、(5)「選別鉄・アルミ類・非鉄金属類売却業務」は、事業範囲内で発生する有価物(例:既存建物解体により発生する鉄等)も含まれると計上するよろしいでしょうか。その場合、見積上はマイナス計上とすればよろしいでしょうか。	既存建物解体に伴う撤去物の処理については事業者にて実施するものとします。有価物等についても事業者の責務にて処理するものとします。		
11	要求水準書	4	24	第1章_第2節_5_(1)電気	ユーティリティ条件の(1)電気に「市本庁舎にも予備電源を受電」とあり、「これらに係る設計業務については事業者が実施」とあります。また「その取り合い点までの工事及び養生等は事業者が実施」とありますが、「設計業務は市本庁舎までの計画を行い、工事及び養生は敷地境界付近の取り合い点まで事業者が行う。」という考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
12	要求水準書	4	24	第1章_第2節_5_(1)電気	ユーティリティ条件の(1)電気に「市本庁舎にも予備電源を受電」とあり、「これらに係る設計業務については事業者が実施」とあります。また「なお、特別高圧の取り合い点及び市本庁舎側、市総合体育館側、緑町コミュニティセンター側との取り合い点については【別添-4:インフラ整備状況】に示す通りとするが、その取り合い点までの工事及び養生等は事業者が実施」とありますが、予備電源については、設計以外はすべて市の所掌という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
13	要求水準書	4	33	1章_第2節_5_(1)電気	ゴミ発電以外の太陽光発電等の事業者提案の発電に關しての発電は公共施設への提供や売電ではなく、施設内での有効利用を図ってよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
14	資料-1 要求水準書	5	10	第1章 第2節 5(6)その他	事業者が調達するユーティリティについて「助燃装置の稼働による都市ガス使用量以外の都市ガス使用量は除く」とあります。都市ガス会社との契約は貴市で一括契約を結ばれた上で、助燃装置稼働による都市ガス料金を事業者から貴市へ支払うとの理解でよろしいでしょうか。別契約とした場合、助燃装置は原則立上げのみ稼働するため都市ガス使用率が低く、割高料金となることが予想されます。本事業全体のトータルLCCを低廉するために一括契約を結ばれることを推奨いたします。	原則、助燃装置の稼働に伴う契約については個別契約とします。なお、今後の庁内協議により、市の一括契約及び従量制になる可能性もあります。		
15	要求水準書	7	9	1章_3節_1.4_(2)地域社会と暮らしに配慮した施設づくり	コミュニティスペースや施設内で、イベントや教室、その他軽食提供などの有料施設などを開催することによる独立採算事業は可能でしょうか。	原則、独立採算事業は禁止とします。ただし、イベントや教室等の市民参加において、材料費等の最低限の費用を徴収することは可能です。		
16	要求水準書	7	24	第1章_第3節_1.4	「この建築計画図(参考図)は、設計・建設段階において事業者と市との間で協議が成立した場合には、これを妨げるものではない。」とありますが、参考図からの乖離がどの程度まで許容されるものかどうかをお示しただけでありませんでしょうか。	要求水準書「第3節 事業の基本条件 1.本施設の計画にあたって」の市の考え方を参考で示したものが建築計画図です。事業者によりよい提案があれば、参考建築計画図に縛られるものではありません。さらに、ご質問があれば、第3回、第4回の質問にて回答させていただきます。		

番号	資料名	頁数	行数	項目	意見・質問	回答	変更等	別紙
17	資料-1 要求水準書	8	13	第1章 第3節 4) 焼却施設(熱回収施設)の計画処理量	焼却施設ごみ搬入量の月別変動係数は、貴市発行の平成24年度事業概要(平成23年度のごみ排出量推移8頁)データで、(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会最終報告書(資料編17頁)の処理量計算式を用いて想定してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
18	資料-1 要求水準書	8	13	第1章 第3節 4) 焼却施設(熱回収施設)の計画処理量	・焼却施設(熱回収施設)の計画処理量は、約30,607t/年となっています。これは設備が稼働する平成29年度と考えてよろしいでしょうか。 ・またH29年以降の想定年間処理量は、H23年3月施設基本計画提言(図1-将来の焼却ごみ量の推移26頁)から推定してよろしいでしょうか。	・平成29年度の計画処理量となります。 ・平成23年3月施設基本計画提言(図1-将来の焼却ごみ量の推移26頁)による平成29年以降の想定年間処理量は、目安とお考えください。原則として、平成29年以降、想定年間処理量は、最大約30,607t/年とし、市としてはさらにごみ減量施策を進める考えです。平成29年改訂のごみ処理基本計画にて、平成29年以降の10年間の想定年間処理量を示す予定です。		
19	資料-1 要求水準書	8	13	第1章 第3節 4) 焼却施設(熱回収施設)の計画処理量	過去実績焼却処理ごみでのバイオマス比率(熱量ベース)をご教示願います。	H23年度実績では、約46~66%となっております。ただし、算定方法については、昭和52年厚生省環境衛生局通達 環整第95号に基づくごみ質分析結果から、通知(15資省第21号「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の運用に関する留意事項等」)に示されている算定式を用いて算出したものになります。		
20	要求水準書	8	21	第1章 第3節 5. 計画ごみ質条件	「焼却施設(熱回収施設)の計画ごみ質」には、「不燃・粗大ごみ処理施設」を經由して焼却施設へ投入されるごみを含むものと考えてよろしいでしょうか。 (以前の水準書(案)の質問へのご回答に記載されております。)	ご理解のとおりです。		
21	要求水準書	9	9	第1章 第3節 5. 2) 不燃・粗大ごみ処理施設の処理対象物	不燃・粗大ごみの各組成割合についてはデータがありません。入札参加において、各組成割合が必要な場合には、事業者にて想定し、その想定値を提案書に記載することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
22	資料-1 要求水準書	9	29	第1章 第3節 6) 稼働日数	現行設備で行われる12月31日~1月3日の全休炉は、今回設備でも行うと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
23	資料-1 要求水準書	10	5	第1章 第3節 7) 場内車両の車種及び台数	・灰、処理不適合物、分別物等搬出車は10t ダンプ架装車、ジェットバッカー車他となっており、資源化物搬出車は、6t ロングボディ、小型ダンプ架装車他となっておりますが、不燃・粗大ごみ処理施設で選別回収された鉄類やアルミ類の搬出車は、資源化物搬出車に記載の小型ダンプ架装車(4t 車相当)と考えて良いでしょうか。 ・また、資源化物搬出車の最大寸法をご教示願います。	・ご理解のとおりです。 ・想定している資源化物搬出車の最大寸法は幅1.9m×長さ4.5m×高さ2.2mを想定しております。		
24	要求水準書	10	15	第1章 第3節 7. 2) 総職員数	「新工場棟」の市事務局職員数には7名とありますが、P38の「新管理棟」の項目に職員12名、職員25名の表記がありません。P38を正としてよろしいでしょうか。	新工場棟に市事務局職員数7名分のスペースを確保してください。それとは別に、新管理棟1階に職員12名、2階に職員25名を確保してください。		
25	要求水準書	10	16	第1章 第3節 7. 2) 総職員数	新工場棟における総職員数として「市事務局職員等 約7人」とあります。以前の水準書(案)の質問へのご回答において、この方々は新管理棟に配置される市殿職員と考えるものと理解しました。水準書内記述より新管理棟には37名の市殿職員が勤務するものと読み取れますが、この人数のうちに含まれるものと解釈してよろしいでしょうか。	NO.24を参照ください。		
26	資料-1 要求水準書	10	18	第1章 第3節 7) 2) 総職員数	約7人となっていますが、要求水準書P38 で市職員数12名となっています。職員数7人に対し、必要スペースとしては12名分との理解でよろしいでしょうか。	NO.24を参照ください。		
27	要求水準書	10	24	1章 3節 7. 3) 見学者数	その他団体として、増加想定とは具体的にどのような団体が想定されますでしょうか。また外国人等が見学された実績がございましたでしょうか。	現時点で具体的になっている訳ではありませんが、清掃工場として全国でも特徴のある事例の一つとして取り上げられる施設にしたいと考えております。そのため、全国自治体、海外等からの見学者が想定されますので、これまでの他事例を勘案し、想定してください。また外国人等の見学実績ですが、街中の清掃工場の事例視察として、韓国、中国などから年間数組あります。		
28	資料-1 要求水準書	11	1	第1章 第3節 8) 1) 排ガス排出基準	・生活環境影響調査書での煙突出口排ガス温度180 は180以上を順守する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。 ・また、生活環境影響調査書における煙突出口排ガス量をご提示願います。	高質ごみ燃焼時の排ガス量(湿り)は17,000m ³ /時、排ガス量(乾き)は13,900m ³ /時、吐出速度は25m/s、排ガス温度は180℃を想定しているため、この想定値よりも環境負荷が低減される様に設定してください。排ガス温度は180℃前後であれば構いませんが、想定している排ガス量を低減する様にしてください。		
29	資料-1 要求水準書	11	17	第1章 第3節 8) 2) 焼却施設(熱回収施設)の焼却残渣が受入中止の際の措置	エコセメント化施設の焼却残渣受入中止の年間実績データをご教示願います。(理由、期間、回数、発生時期など)	これまでの実績では、完全に受入中止となった実績はありません。改修工事などに伴う搬入調整はあります。また、昨年の東日本大震災発生時における計画停電により、厳しい搬入調整はありましたが、ぎりぎり回避されました。今後、想定する搬入中止は、災害時、大規模改修、想定外の故障などが考えられます。そのため、民間の代替施設への搬入も想定しています。また、原則、エコセメント化施設へ搬入できない日は、a)毎週月曜・水曜・金曜以外の日 b)国民の祝日に関する法律に定める日 c)年末年始(12月31日~1月3日) d)その他必要な日 となります。平成23年度実績では、年間7回で、6月(2回)、7月(2回)、9月(2回)、10月(1回)の搬入量調整を行っています。		
30	要求水準書	17	27	第2章 第1節 1. 2) b) 新工場棟の配置計画	「～中略～新工場棟建屋内に入ることなく、新工場棟を周囲できるものとする。(～中略～平成29年3月末までには新工場棟西側を除き周囲できるものとする。)」とありますが、別添10の2F平面図では、新工場棟建屋内でも利用した周囲計画となっています。同程度のプラン変更であれば許容されたと考えてよろしいでしょうか。また、完成時期については、建築計画や施工手順に伴い、平成29年3月末までには西側以外にも周囲が困難な部分が生じる可能性があります。それは許容されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 要求水準書の記載を「新工場棟の外周に連絡通路を設置することで、新工場棟2階見学者通路を含み、新工場棟を周囲できるものとする。」と修正します。 また、要求水準書(1)新管理棟等の建築工事等b)連絡通路等については、 ② 新工場棟南西側の出入口を出て、大階段前を通り、新管理棟まで回遊できる屋外連絡通路(屋根付き)を設ける ③ 新工場棟北側出入口から、北側隣接地のデンスコート東側まで回遊できる連絡通路(屋根なし)及び端部に階段を設置する。 北側連絡通路下部(1階部分)には、男女便所・多機能便所及び更衣室を設置する。便所は災害時にも利用できる仕様とする。 ④ 連絡通路から既存管理棟(エコプラザ(仮称))及び芝生広場(いずれも市整備)に通ずる大階段を設置する。また大階段下部には、倉庫、駐輪場を設置する。 ⑥ 連絡通路端部の階段は、施錠等の防犯対策を講じること。と修正します。 【別添一10:建築計画図(参考図)】配置図、2階平面図の南側連絡通路の変更を行ったため、合わせて参照ください。		
31	要求水準書	17	27	第2章 第1節 1. 2) b) 新工場棟の配置計画	「～中略～新工場棟建屋内に入ることなく、新工場棟を周囲できるものとする。(～中略～平成29年3月末までには新工場棟西側を除き周囲できるものとする。)」とありますが、完成時期については、建築計画や施工手順に伴い、平成29年3月末までには西側以外にも周囲が困難な部分が生じる可能性があります。それは許容されると考えてよろしいでしょうか。	NO.30を参照ください。		

番号	資料名	頁数	行数	項目	意見・質問	回答	変更等	別紙
32	要求水準書	24	43	第3節 3.2) 表1.6性能保証事項と試験方法	騒音の性能保証値が記載されておりますが、現地測定では暗騒音の影響により、基準をクリアできない可能性が考えられます。その場合、事業者による騒音シミュレーション等の結果にて代替させていただいても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。現地調査を実施した測定結果が「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年12月、東京都条例第215号)」を上回る場合には、設置している機器の発生源を想定し、予測・評価を行った結果を添付することで代替しても構いません。		
33	資料-1 要求水準書	25	21	第2章 第3節 3.2) 10 炉体、ボイラケージング外表面温度	炉体、ボイラケージング外表面温度の保証値が、「原則として外気温+40」とありますが、外気温とは、25頁 第2章 第3節 3 保証事項2) 性能保証事項No.15に記載されている外気温33 と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
34	要求水準書	25	-	第2章 第3節 3.2) 性能保証項目_表-1	No.10「炉体、ボイラケージング外表面温度」の保証値に「原則として外気温+40(人が触れるおそれがない箇所であれば炉室内温度+40)」とあります。ここで記載されている「外気温」はNo.15に記載の外気温33、また「炉室内温度」はNo.15に記載の炉室内温度43、であると解釈してよろしいでしょうか。(保証条件が外気温+40のみですと、外気が0の際に人が触れる箇所を40にすることを保証する必要があり、現実的ではありません。)	ご理解のとおり、外気温は33℃、炉室内温度43℃と設定してもらって構いません。		
35	要求水準書	25	中のNo	用役(電力、燃料、水、薬剤等)	実施設計図書にて記載した使用量(電気及び燃料については、20%以内とする)が保証値となっています。電気及び燃料以外の用役について、判定基準があればご指示下さい。また、電気及び燃料(助燃装置用の都市ガスは除く)について、実施設計図書記載の使用量+20%までは、かかる費用について市職ご負担と考えれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、実施設計段階において使用量について市と協議し、決定するものとします。		
36	要求水準書	30	25	第2章 第4節 2.1) かし判定に要する経費	「かし判定に要する経費は、事業者の負担とする。」とありますが、事業者によるかしでないことが明らかになった場合、当該経費は別途協議できるものとして考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
37	資料-1 要求水準書	31	21	第2章 第5節 1) (3)	・建物周囲とは事業者管理用地+市管理用地と考えてよろしいでしょうか。 ・貴市管理用地である既存クリーンセンター用地部分(エコプラザ(仮称)および既設エリア分)は、既存雨水樹を使用し今回再利用設備に接続することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。極力、本事業計画地(事業者管理用地及び市管理用地)における雨水を集水し、再利用することをご検討ください。なお、今後、関係機関との調整において、浸透柵により処理する可能性もあることにご留意ください。詳細については落札者決定後、市と事業者で協議するものとします。 また、要求水準書の「武蔵野市雨水流出抑制施設設置要綱(処理区域は第3処理区(石神井川水系))に基づき、雨水流出抑制施設を設けること。」を「武蔵野市雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例(処理区域は第3処理区(石神井川水系))に基づき、雨水流出抑制施設を設けること。」に修正します。		
38	資料-1 要求水準書	31	32	第2章 第5節 1) (4)	「構造体は 類、建築非構造部材はA類」とありますが、これは「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」に記載のある耐震安全性に準じるということでしょうか。	ご理解のとおりです。		
39	資料-1 要求水準書	32	20	第2章 第5節 1) (6) a) 外部仕上げ	「原則、材質はテラコタルーバーを使用するものとする」とありますが、同等のデザイン・機能を満足するものであれば、別の材質を使用してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。建築デザイン担当者がデザイン性を更に向上させるとともに、コストパフォーマンスを考えた提案を創出するため、以下のとおり、要求水準書の材質の自由度を高める修正をします。 要求水準書の原文である「原則、材質はテラコタルーバーを使用するものとする。ただし、窓、壁面緑化及びその他必要機能の確保または外装デザインの向上を図るために適切な理由がある場合には、テラコタルーバーを用いた建築イメージ、品格、品質を基調としたうえで、建物全体にわたって一体感及び清潔感のあるもので、経年変化及び退色性の少ない材料を使用して構わないものとする。なお、カーテンウォール部分がある場合には、原則、ルーバーを使用するものとする。」を「上記(5)意匠・外観における意匠の考え方に適した材質を使用すること。」に修正します。 また、【別添一10:建築計画図(参考図)】において、立面図の材質は「事業者の提案による」に修正します。 さらに、事業者選定基準③-1-1施設全体の外観デザインの考え方「建築外装の設え、色彩計画などが、施設全体の外観デザインの考え方を有効にする方策として提案されているか。」と記載を修正します。合わせて、記載要領及び様式についても修正します。		
40	資料-1 要求水準書	32	21	第2章 第5節 1) (6) a) 外部仕上げ 第2章 第5節 1) (6) b) 内部仕上げ	「外部仕上げについては、設計・建設段階において市と協議し、最終決定するものとする。」「内部仕上げについては、設計・建設段階において市と協議し、最終決定するものとする。」とありますが、事業者提案内容が仕様変更となった場合の、施工費用増加分については貴市の負担と理解してよろしいでしょうか。	事業者(落札者)提案を基本に、事業者建築デザイン担当者市及び建築デザイン監事委託者と協議の上、最終決定するものとします。ただし、市の意向により大幅な変更を行う場合は市の負担とします。		
41	要求水準書	33	18	第2章 第5節 1.1) (7) 駐車場・駐輪場	「駐車場は事業計画地内に25台程度確保し・・・」とありますが、この台数は東京都駐車場条例に基づいて算出された数値と考えてよいでしょうか。あるいは条例に基づく台数が25台を超える場合、敷地外の場所へ不足分を飛ばすという想定でしょうか。また条例にもとづく高層駐輪場が必要かと思われるがこれはスペースを事業計画地内に適宜確保するという解釈でよろしいでしょうか。	駐車場台数は、東京都駐車場条例に基づき、本事業計画地内で確保する必要があります。清掃工場の焼却設備及び不燃・粗大設備部分の面積は適用除外を受ける予定です。対象床面積が増加すれば確保する駐車台数も増加しますので、事業者提案に合わせて駐車場台数は確保することとします。また、最終的には落札者決定後、設計段階で本事業計画地内で駐車場位置については協議します。		
42	要求水準書	33	18	第2章 第5節 1.1) (7) 駐車場・駐輪場	「駐車場は、新管理棟、新工場棟及び既存管理棟(エコプラザ(仮称))用として、事業計画地内に25台程度を確保し、極力、緑化ブロック等で整備する。障害者用駐車場として2台程度を確保する。」とありますが、文中の「事業計画地内」は「事業者管理用地内」の誤記ではありませんか。	平成31年6月時点において、東京都駐車場条例に基づいて算出された駐車場台数を本事業計画地内に確保するものとします。ただし、工場棟の建設後、平成31年6月までの間、車両が滞留しないような方策を講じてください。詳細については落札者決定後、市と事業者で協議するものとします。		
43	要求水準書	33	20	第2章 第5節 1.1) (7) 駐車場・駐輪場	「駐輪場50台程度確保し・・・」とありますが、この数値は「武蔵野市まちづくり条例開発事業に伴う自転車駐輪場の設置の基準」にもとづいて算出された数値と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、駐輪台数は参考図を基に算出したものであり、詳細については落札者決定後、市と事業者で協議するものとします。		
44	要求水準書	33	20	第2章 第5節 1.1) (7) 駐車場・駐輪場	「駐輪場は、職員用及び見学者等の来場者用として、事業計画地内に50台程度確保し、極力、緑化ブロック等で整備する。」とありますが、文中の「事業計画地内」は「事業者管理用地内」の誤記ではありませんか。	要求水準書の原文のとおりです。別添-10で示している参考図では、連絡通路大階段下部に駐輪場を想定しております。要求水準書の連絡通路については「(4)連絡通路から既存管理棟(エコプラザ(仮称))及び芝生広場(いずれも市整備)に通ずる大階段を設置する。また大階段下部には、倉庫、駐輪場を設置する。」と追記します。要求水準書の原文である「駐輪場は、職員用及び見学者等の来場者用として、事業計画地内に50台程度確保し、極力、緑化ブロック等で整備する。」を「駐輪場は、職員用及び見学者等の来場者用として、事業計画地内に50台程度確保する。」に修正します。また、最終的には落札者決定後、設計段階で本事業計画地内で駐輪場位置については協議します。		
45	要求水準書	33	23	第2章 第5節 1.1) (7) 駐車場・駐輪場	「駐車場及び駐輪場は事業計画地内に設置するものとし、事業者管理用地内内すべてを設置する必要はない。」とありますが、市管理用地側にも駐車場を設置するという想定をしてよいという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		

番号	資料名	頁数	行数	項目	意見・質問	回答	変更等	別紙
46	要求水準書	33	23	第2章_第5節_1.1)_(7)_(7)	「駐車場及び駐輪場は、平成31年6月(予定)に全施設が竣工を迎える際に整備完了とする。なお、駐車場及び駐輪場は事業計画地内に設置するものとし、事業者管理用地内にすべてを設置する必要はない。ただし、事業計画地内に設置する駐車場及び駐輪場については、事業者の負担で整備すること。」とありますが、「ただし」以降の文中の「事業計画地内」は「事業者管理用地内」の誤記ではありませんか。	要求水準書の原文のとおり、本事業計画地内とします。		
47	要求水準書	33	23	2章_5節_1.1)_(7)_(7) 駐輪場・駐車場	駐輪場や駐車場は事業者管理用地内以外でも問題ないとの記載ですが、事業者管理対象外において、例えばエコプラザの北側など設置しても問題ないとのことでしょうか。	ご理解のとおりです。最終的には落札者決定後、設計段階で本事業計画地内で駐輪場や駐車場の位置については協議します。		
48	資料-1 要求水準書	33	30	第2章_第5節_1.1)_(9) 駐車・ストックヤードエリア	雨水不足時の上水使用量に影響しますので、下記の点をご提示願います。 ・洗車対象は、ごみ搬入車(パッカー車のみ)100台/日と考えてよろしいでしょうか。 また、収集回数を2回と考え、洗車は1日1回とし50台/日と考えてよろしいでしょうか。 ・また、既設の1日あたりの洗車台数もご教示願います。	収集時に汚れた車両を対象に洗車をを行います。洗車対象車両は、搬入約100台/日で収集回数2~5回を想定しています。現状、洗車車両は約10台/日程度です。		
49	要求水準書	34	1	第2章_第5節_1.1)_(10) 防火水槽・消火栓・防火の措置	「...所要量の防火水槽・屋外消火栓を適切な位置に設ける」とありますが、現状事業計画地内に防火水槽がありますか。ある場合、その再利用が可能または撤去が必要な場合は位置と規模をお教えください。	既存防火水槽(容量40m ³)は、既存手洗い洗車場横植栽下部に設置されており、事業者による撤去とします。そのため、要求水準書に防火水槽の解体・撤去を明記し、別添-1、別添-3に防火水槽の位置を図示するとともに、別添-4~6に防火水槽の図面を添付します。		
50	要求水準書	34	5	第2章_第5節_1.1)_(11) 雨水流出抑制施設	「雨水流出抑制施設は、本事業計画地全体を範囲・・・」とありますが、正確な事業計画地全体の面積をご教示いただけますでしょうか。	本事業計画地の面積は、17,000.04㎡とします。		
51	要求水準書	35	5	第2章_第5節_1.1)_(12)_d) 外構	「排ガスデータの表示板については、本事業計画地南側及び市本庁舎1階ホールに設置すること。」とありますが、「市本庁舎1階ホールに設置すること」に関して、事業者としては敷地境界までの配管埋設を行い、配線や表示板設置等の工事は貴市により行われると考えてよろしいでしょうか。	排ガスデータの表示板も含めて全てを事業者提案とし、その設置費用についても事業者負担とします。		
52	要求水準書	35	5	第2章_第5節_1.1)_(12)_d) 外構	「排ガスデータの表示板については、本事業計画地南側及び市本庁舎1階ホールに設置すること。」とありますが、「市本庁舎1階ホールに設置すること」に関して、必要な電源等は貴市にてご用意頂けると考えてよろしいでしょうか。	必要な電源については市にて確保します。		
53	要求水準書	35	5	第2章_第5節_1.1)_(12)_d) 外構	「排ガスデータの表示板については、本事業計画地南側及び市本庁舎1階ホールに設置すること。」とありますが、「市本庁舎1階ホールに設置すること」に関して、必要な電源等は貴市にてご用意頂けると考えてよろしいでしょうか。	NO.52を参照ください。		
54	要求水準書	35	17	第2章_第5節_1.2)_(1) 既存付帯施設の解体工事等	「既存付帯施設等の工事手順の詳細については、事業者による【提案】とする。」とありますが、落札後ではなく入札時の提案書において解体工事手順の記載が求められていると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
55	要求水準書	35	23	第2章_第5節_1.2)_(1)_a) 対象範囲	既存計量棟の撤去が事業者工事対象範囲に含まれると記載ありますが、計量機及び付属する計器類も全て撤去と考えてよろしいでしょうか。貴市で移設する機器があれば、ご提示願います。	操作ホスト及び監視装置については市で移設します。その他については、全て事業者による撤去となります。		
56	要求水準書	35	24	第2章_第5節_1.2)_(1)_a) 対象範囲	「既存計量棟・中略・洗車場の撤去(地中埋設部を含む)」とありますが、一部の配管・配線ルートが分かる添付資料はあるものの配管の大きさや深さ方向の状況が分からないものがあり、また既存建物の杭の有無や位置関係も不明です。これらは、改めて公表されると考えてよろしいでしょうか。また、解体着手までには内部で使用されていた家具・備品類、消火器等の建物に固定されていない物品類ならびに残置物は、全て貴市にて予め撤去・処分が行われると考えてよろしいでしょうか。(理由:法的に建設企業では運搬・処分ができないため)	既存施設に係る情報については別添資料のみとします。事業者の判断にて想定してください。什器等については、市にて事前に処分を行います。		
57	要求水準書	36	1	2章_5節_1.2)_c) 既存撤去	計量棟やクラブハウス、工房、倉庫、洗車場を撤去開始までには各施設には残置物(什器・備品やその他付帯設備)は存在するのでしょうか。存在する場合は貴市にて撤去いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	什器等については、市にて事前に処分を行います。		
58	要求水準書	36	11	2章_5節_1.1)_(12)_d) 既存樹木	市が指示する場所の移植とありますが、事業計画地外への移植はないと考えてよろしいでしょうか。	事業計画地外への移植はありません。なお、事業者管理用地内には5本の保存樹木があり、ヒマヤシギ1本については保存、イチョウ2本は保存、イチョウ2本は保存または移植とします。また、それ以外の2本のイチョウを保存し、3本のイチョウを移植とします。その上で、事業者管理用地内の樹木(特に東側、南側道路脇の樹木)についてはできる限り保存するように計画してください。【別添-8-3 既存樹木保存・移植図】を参照ください。詳細については落札者決定後、市と事業者で協議するものとします。		
59	要求水準書	36	29	第2章_第5節_1.2)_(1)_f) 既存埋設配管などの撤去	既存の蒸気配管の盛り替えに関して、工事可能な曜日、時間等に制限がある場合はご教示ください。	事業者決定後、協議するものですが、特に制限はないと考えてください。原則は、「第2節 建設業務 11. 作業日及び作業時間」になります。		
60	要求水準書	37	2	第2章_第5節_1.2)_(1)_g) 新工場棟建設予定地の整地	「事業者は既存付帯施設等の解体及び撤去工事に伴い、既存クラウンセンターが稼動するために必要となる施設については、代替施設の建設を行うこと」とありますが、具体的には解体対象で既存のどのような施設が代替施設として必要なのでしょうか。(貴市が実施する業務範囲を除きます。)	平成29年3月まで既存施設を稼働させるための配管、配線等の盛り替えが必要になると想定しています。		
61	資料-1 要求水準書	37	4	第2章_第5節_1.2)_(1)_h) その他	既存付帯施設等の解体において、「アスベストの有無について調査を行い」とありますが、対象解体物にアスベストが含まれていた場合の施工費増加分は貴市ご負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
62	資料-1 要求水準書	37	25	第2章_第5節_1.2)_(2)_a)	「プラットフォームには、一般者の持込ごみ積算機を設置し・・・」とありますが、事業者は原則現金を取り扱わないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
63	要求水準書	38	7	2章_5節_1.1)_(12)_c) 屋上緑化	屋上に関しては、施設関係者以外の見学者や来訪者へのモニター広場などの利用で開閉時間を設けるなどして解放して問題ないでしょうか。	事業者提案とします。		
64	資料-1 要求水準書	38	26	第2章_第5節_1.3)_(1)_a)	「1階事務室として、職員12名程度の継続的執務に必要な面積の1室」、「2階事務室として職員25名程度の継続的執務に必要な1室」とありますが、それぞれどのような業務が行われる人員と考えればよろしいでしょうか。	1階は新工場棟の運営を管理する職員、2階は環境部ごみ総合対策課の職員を想定してください。		

番号	資料名	頁数	行数	項目	意見・質問	回答	変更等 別紙
65	資料-1 要求水準書	39	6	第2章 第5節 1 3) (1) a)	「管理部門の職員の更衣室は男女別に新管理棟の1階に設ける。(男子5人,女子5人程度)」とありますが、前項に記載の「階事務室12名用に必要更衣スペースと捉え、前項に記載の2階事務室25名用にも更衣スペースが必要で、計37名分の更衣室が必要との理解でよろしいでしょうか。」	ご理解のとおり、37名分の更衣室が必要です。「管理部門の職員の更衣室は男女別に新管理棟の1階に設ける。(男子5人,女子5人程度)」を「管理部門の職員の更衣室は男女別に新管理棟の1,2階に設ける。(男子30人(1階に20人,2階に20人),女子7人(1階)程度)」と要求水準書を修正します。更衣室のスペース、配置については、【別添-10:建築計画図(参考図)】の新管理棟平面図を参照ください。	
66	要求水準書	39	26	第2章 第5節 1_3) (1)_b) 連絡通路等	「連絡通路端部の階段およびエレベーターは・・・」とありますが別添-10の配置図では連絡通路部分にエレベーターがありません。新工場棟東側の入口のシースルーエレベーター以外の外部エレベーターはないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書の(1)新管理棟等の建築工事等b)連絡通路等における原文を「⑥ 連絡通路端部の階段は、施錠等の防犯対策を講じること。」に修正します。	
67	要求水準書	39	27	第5節_3)_b)連絡通路等	「連絡通路等及びその延長線上の高さの新工場棟北側外壁にライトアップ設備を施す」とありますが、具体的なライトアップを行う時間の指定はあるのでしょうか。	特にありません。事業者提案とします。	
68	要求水準書	39	31	第2章 第5節 1_3) (1)_c) 既存クリーンセンター解体に伴う仮設建屋の設置	仮設建屋に係る水道光熱費、電話使用料等は貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。また、執務に必要な備品類は、貴市所掌と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、市の負担とします。	
69	要求水準書	39	31	第2章 第5節 1_3) (1)_c)	「既存クリーンセンターを解体する前までに、市職員37名が執務可能なスペースを確保し、かつ1階部分で一般者の持込ごみ車等の受け付けを行うことができる様に仮設建屋(執務に伴い必要な設備を含む)を設置すること」とありますが、後半の「新管理棟の引渡後、仮設建屋を解体し、造園、植栽、外構の工事を完了させること。」の内容からは、事業計画地内を想定されているようですが、事業計画地内は、工事車両の通行や建設重機類の旋回・移動で一般の方が出入りするには非常に危険と判断します。また、仮設建屋に設置されるであろう既存工場の管理に必要な設備が不明であり、設置費用が高額なものとなることも予想されます。よって、仮設建屋の設置場所は事業計画地外とし、仮設建屋の建設から解体、外構関連工事は、貴市の事業として行っていただくことは出来ないでしょうか。	既存クリーンセンターを解体する前までに、新工場棟の建設時に使用した現場事務所等を活用するなど、その後の工事に支障のない範囲で、市職員37名が執務可能なスペースを確保するものとします。設置場所は事業者管理用地の北側に想定しておりますが、詳細については落札者決定後、市と事業者で協議するものとします。	
70	要求水準書	39	31	第2章 第5節 1_3) (1) 新管理棟等の建築工事等	仮設建屋で勤務する市職員37名が、新管理棟が既存クリーンセンター解体後に新築された時点で新管理棟にそのまま移動する、という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。NO.24を参照ください。	
71	要求水準書	39	35	第2章 第5節 1_3) (1)_c) 既存クリーンセンター解体に伴う仮設建屋の設置	「新管理棟の引渡後、仮設建屋を解体し、造園、植栽、外構の工事を完了させること。」とありますが、仮設建屋解体から外構残りの一連の工事は、平成31年6月末以降に行うものとし、工事完了が7月以降となっても良いと考えてよろしいでしょうか。	平成31年6月末までが、施設整備期間となっており、この期間内に完了することを原則とします。	
72	資料-1 要求水準書	39	35	第2章 第5節 1 3) (1) c) 既存クリーンセンター解体に伴う仮設建屋の設置	「新管理棟の引渡後、仮設建屋を解体し、造園、植栽、外構の工事を完了させること」とありますが、跡地の一部を維持管理の下請け業者作業員の仮設詰所として活用できるよう配慮願います。	仮設建屋は建築基準法上、恒久的に使用することはできません。	
73	要求水準書	40	8	第2章 第5節 1 3) (2) 既存煙突耐震補強等の建設工事	「煙突外筒は、...東京都景観条例「景観形成基準」に則り」とありますが、この「景観形成基準」とは、同条例第16条に定められた「公共事業景観形成指針(公共事業の景観づくり指針)」のことと考えてよいでしょうか。	同条例に定められた「公共事業景観形成指針(公共事業の景観づくり指針)」及び一般地域の景観づくり基準を遵守するものとします。	
74	資料-1 要求水準書	40	8	第2章 第5節 1 3) (2)	「煙突外筒は結晶化ガラス等を想定」とありますが、結晶化ガラス以外の材料の使用を事業者の提案としてもよろしいでしょうか。	煙突外筒の外装仕上げについては、結晶化ガラスまたは同等品の仕上げを想定してください。詳細については、事業者提案によります。	
75	要求水準書	40	23	第2章 第5節 1_3) (2) 既存煙突耐震補強等の建設工事	「頂部に行く階段・踊り場及び外筒内に設けること。」とありますが、現地調査により塗装補修等が既存利用が可能と判断された場合は、新たに設ける必要はないと考えてよろしいでしょうか。また、「踊り場」の後の数字が消えているようですのでご指示願います。	現在設置されている階段及び踊り場等は老朽化が進んでおり、新たに設置することで想定しますが、落札者決定後、現地調査により施工方法等については市と事業者で協議するものとします。なお、ご指摘の「及」については「等」に要求水準書を修正します。	
76	要求水準書	40	25	第2章 第5節 1_3) (2) 既存煙突耐震補強等の建設工事	「既存煙突耐震補強に係る準備工事については、必要に応じて新工場棟を建設する段階において実施しても構わない。」とありますが、構造補強以外にも、新工場棟稼働のためには予め内筒の一部を更新して、新工場棟と接続しておく必要があると思われる。その場合は、それらの工事も許容されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、事業者提案とします。	
77	資料-1 要求水準書	41	32	第2章 第5節 2 4) (3)	「清掃・水洗い等を考慮した構造」とありますが、事業者提案との理解でよろしいでしょうか。至毎に特にご指定がある場合にはご教示願います。	機械室の床は清掃・水洗い等を考慮した構造を前提に、清潔に保持できる仕様であれば事業者提案とします。	
78	要求水準書	42	10	第2章 第5節 2_4) (5) 建具	「外部に面した建具は、耐風、降雨を考慮した、耐候性、気密性ならびに水密性の高いものとする。」とありますが、扉・枠共にステンレス製とするのではなく、水掛り部分にステンレス板を貼るような納まりと考えるとよろしいでしょうか。	耐風、降雨を考慮した、耐候性、気密性ならびに水密性の高いことを前提条件として、詳細の設置箇所及び仕様等の判断は事業者提案としますが、極力、ステンレス製とすることとします。	
79	要求水準書	42	12	第2章 第5節 2_4) (5) 建具	「窓はアルミサッシにウレタン焼き付け塗装を標準とする。」とありますが、【提案】により別の仕様も許容されると考えてよろしいでしょうか。	同等以上の仕様であれば構いません。	
80	要求水準書	42	30	第2章 第5節 2_4) (6) その他	「屋外階段は鉄筋コンクリート製を原則とする」とありますが芝生広場へ続く大階段については事業者による提案でRC以外とすることができるという解釈でよろしいでしょうか。またその他の屋外階段についても同様に解釈してよろしいでしょうか。	芝生広場へ続く大階段は、芝生広場で行うイベント時に来場者が座ることも想定されます。その際に、支障がない場合には鉄筋コンクリート製以外でも構いません。また、その他の屋外階段については、利用者を想定した上で、鉄筋コンクリート製でなくとも支障がないと事業者が判断する場合には変更して構いません。	
81	要求水準書	42	39	第2章 第5節 3 (2) 電灯、コンセント設備	「保安灯及び保安コンセントは消防法の定めによる」とありますが、保安灯は非常照明、保安コンセントは非常コンセントと読み替え非常照明は建築基準法、非常コンセントは消防法の定めによる読み替えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、要求水準書の原文である「保安灯及び保安コンセントは消防法の定めによる」を「誘導灯、非常用コンセント(保安コンセント)は消防法の定めによるものとする。非常用照明(保安灯)は建築基準法の定めによるものとする。」に修正します。	
82	要求水準書	43	10	第2章 第5節 3_3) 照明設備	「トイレ、階段において初期照度補正制御を行う」とありますが、階段に設置すべき、階段通路誘導灯もしくは階段用非常照明において一般的な器具で初期照度補正器具がありません。自動感知式のみに対応とさせて頂いてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、階段通路誘導灯もしくは階段用非常照明においては自動感知式のみに対応で構いません。ご指摘を踏まえ、要求水準書を「階段やトイレの照明については省エネに配慮した計画とする」に修正します。	

番号	資料名	頁数	行数	項目	意見・質問	回答	変更等	別紙
83	資料-1 要求水準書	43	14	第2章 第5節 3 1) (4)	・「新管理棟事務室にロッカー型防災アンプを設け」とありますが、消防法上非常放送設備の設置が必要ない場合でも、消防法対応のアンプを設置するものと考えてよろしいでしょうか。 また、設置する場合、自火報設備と同様に、主となる防災アンプは中央制御室へ設置し、管理棟1階事務室へは副となるリモートマイクを設置するものとしてよろしいでしょうか。	・ご理解のとおり、要求水準書の原文どおりとします。 ・ご理解のとおりです。		
84	資料-1 要求水準書	43	18	第2章 第5節 3 1) (5)	「主室間にインターホン設備（内線）を設ける」とありますが、インターホン設備による主室間の通話には台数制約があるため、インターホン設備は内線電話で代用してよろしいでしょうか。	事業者による提案とします。		
85	資料-1 要求水準書	43	21	第2章 第5節 3 1) (6)	「システム固定局を設け工場内移動局との無線通話を行えるものとする」とありますが、本事業者が、機器及び配線を含めて整備するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
86	資料-1 要求水準書	44	2	第2章 第5節 3 1) (12)	所轄消防署等と協議の上、法的に必要でない場合は、保護レベルを としてもよろしいでしょうか。	事業者による提案としますが、防災上の観点から最適な保護レベルを設定してください。		
87	要求水準書	47	18	第6節_1.2)_ (2)	プラットフォームの床仕上げを「強化コンクリートとする」とありますが、表面硬化剤等で床の表面強度を増すものと考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
88	要求水準書	47	36	第6節_1.2)_ (2)	止水板について、「地上から地下へのスロープ入口及び地下から地上へのスロープ出口」に設けるとともに「プラットフォーム出入口にも」設置するとありますが、これらは同じものと考え、「地上から地下へのスロープ入口及び地下から地上へのスロープ出口」計2か所に設ければよいものと考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりですが、水害時等の防災的な観点から判断するものとし、事業者による提案とします。		
89	資料-1 要求水準書	53	26	第2章 第6節 1 2) (6) b)	冷暖房装置につきまして、高効率な電気式の設備を採用してもよろしいでしょうか。	蒸気の有効利用を前提としますが、発生蒸気量及び発電量等のバランスから、最も経済的に有効な方式を提案してください。		
90	要求水準書	53	28	第2章_第6節_2.2)_ (6)_ b) 給湯・冷暖房装置	「本施設内における給湯需要は蒸気タービンを介した低圧蒸気等が利用できる方式とする。」とありますが、「第2章 第5節 3. 2) (3) 給湯設備」において「個別給湯方式とする。」とあります。 以前の水準書(案)の質問へのご回答においては、循環給湯方式ではなく、個別給湯方式を採用することとした。総合的に検討し、最適な方法を事業者提案としてよろしいでしょうか。	要求水準書の原文である「本施設内における給湯需要は蒸気タービンを介した低圧蒸気等が利用できる方式とする。」に「原則、」を追記します。 また、「個別給湯方式とする。」を「給湯方式については、個別か循環かも含めて事業者による【提案】とする。」に修正します。		
91	要求水準書	53	34	第2章_第6節_2.2)_ (6)_ c) 本事業計画敷地外の市本庁舎及び市総合体育館等への低圧蒸気の供給	以前の水準書(案)の質問へのご回答において、記載されておりました下記の内容について、再度、ご確認下さい。 末端機器：蒸気吸収式冷凍機等 末端機器圧力： 常用0.6MPaG、最高0.98MPaG 戻り復水温度： 市総合体育館約90、市本庁舎約60	同様の条件にてご検討ください。		
92	資料-1 要求水準書	55	15	第2章 第6節 1 2) (8) a)	「重量比(乾ベース)で純度(鉄類等の除去率)95%以上」とありますが、純度(鉄類等の除去率)とは、「焼却炉から排出された主灰に含有する鉄分類を重量比(乾ベース)で95%以上除去」との考えでしょうか。	ご理解のとおりです。		
93	要求水準書	62	11	第6節_3.3) 電気設備(2) 受変電設備	「電力会社より特別高圧(公称電圧66,000V)を受電し、」とありますが、施設整備期間中の受電時から市の名義にて受電を開始するという理解でよろしいでしょうか。	施設整備期間による工事用電源は事業者にて契約し、試運転以降の稼働に伴う特別高圧受電(本受電)は市で契約を行います。ただし、試運転期間中は事業者にて電気料金を負担するものとなります。		
94	要求水準書	62	11	第6節_3.3) 電気設備(2) 受変電設備	「予備電源1回線を市本庁舎に受電する・・・受電設備改良に伴う工事費については市の負担とする」とありますが、受電に関する工事費を電力会社に支払う必要がある場合は、SPCまたは構成企業ではなく、市が直接、電力会社に支払うという理解でよろしいでしょうか。(入札価格には含まないということではよろしいでしょうか。)	予備電源1回線の引き込み費用については、ご理解のとおりです。		
95	要求水準書	62	11	第6節_3.3) 電気設備(2) 受変電設備	P84に維持管理業務として、自家用電気工作物保安業務の記載がありますが、受電後の施設整備期間中の同業務は、市の所掌という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、受電後の施設整備期間中の同業務は、市の所掌になります。		
96	要求水準書	63	23	第2.6.3.2)_ (5) 常用コジェネレーション設備	「非常時対応となっている市本庁舎、市総合体育館、緑町コミュニティセンターの継続的施設運用を可能な容量」とは、別添-15に示されている負荷としてよろしいでしょうか。(以前の水準書(案)の質問へのご回答に記載されております。)	ご理解のとおりです。		
97	資料-1 要求水準書	64	28	第2章 第6節 3 4)	「データのベン記録、帳票の打出し等各種管理に必要なデータ記録は必要最小限とし～」と記載されております。各種データ類や故障等の情報はデータとし外部記録装置に記録するものとし、ベンレコーダ、メッセージプリンター等は設置しない計画としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
98	資料-1 要求水準書	66	8	第2章 第6節 3 5) c)	保温表面温度「外気温+40 以下」とありますが、外気温の定義によっては現実的ではありません。外気温とは25頁第2章 第3節 3 保証事項2) 性能保証事項No.15に記載されている外気温33 との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、事業者による提案とします。		
99	資料-1 要求水準書	73	31	第4章 第1節 2 4) (10)	「市の要望による設計内容変更に伴う実施設計費用であっても、原則、施設整備企業の負担とする」とありますが、建築部分に関して提案書提出時からの貴市要望による変更分の施工費については、貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。	基本的には事業者提案に基づき、設計を進めていくため、事業者の負担とします。ただし、市の意向により大幅な変更を行う場合は、市と事業者で協議の上、決定します。		
100	要求水準書	73	33	第4章_第1節_3.4) 実施設計業務	「(10) 市の要望による設計内容変更に伴う実施設計費用であっても、原則、施設整備企業の負担とする。」とあります。 市の要望により要求水準書を変更し、又は施設整備企業に設計図書を変更させた場合の実施設計費用及び工事費の増加については、資料-4の施設整備請負契約書(案)第33条に定めるところによるものと考えてよろしいですか。	NO.99を参照ください。		
101	資料-1 要求水準書	76	21	第4章 第2節 5 施工時の周辺住民への説明等	事業者提案内容から「周辺住民への説明及び工事協定の締結を行うこと」との記載がありますが、工事協定の締結に際し、周辺住民の方より要求水準書の前提条件を超えた内容(具体的には、土曜日作業の中止等)による締結を要望された場合、かかる内容に対応したことに伴う工期の延長及び増加費用の精算については、要求水準書の変更等として、対応いただけるの理解でよろしいでしょうか。	住民等による要望によって、工期の延長及び大幅な費用の増加が見込まれる場合には、市と事業者で協議した上で決定します。		

番号	資料名	頁数	行数	項目	意見・質問	回答	変更等	別紙
102	要求水準書	77	13	第4章_第2節_8_(4)	「市が作成した「生活環境影響調査書」の内容を遵守すること。」とありますが、この内容は新工場棟設置に伴う周辺環境への影響を評価したものと(環境アセスメント)と考えてよろしいでしょうか。	生活環境影響調査書については、平成24年12月4日から縦覧を開始しますので、その内容をご確認ください。		
103	要求水準書	77	13	第4章_第2節_8_(4)環境保全	「市が作成した「生活環境影響調査書」の内容を遵守すること。」とありますが、入札前の早い時期に頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	NO.102を参照ください。		
104	要求水準書	77	13	第4章_第2節_8_(4)環境保全	「市が作成した「生活環境影響調査書」の内容を遵守すること。」とありますが、要求水準書の内容と齟齬があり、設計変更が発生する場合は、貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	平成24年12月4日に縦覧を開始しますので、事業者は閲覧し、要求水準書と齟齬がある場合には、その旨を第3回及び第4回質問書として提出してください。		
105	要求水準書	77	19	第4章_第2節_9_1_(1)工事監理の役割	工事監理に関しては、事業者ではなく、貴市の業務と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、工事監理の役割を示したものであり、市にて工事監理は行います。		
106	要求水準書	77	34	第4章_第2節_9_2)施工管理(5)	「市と、資材置き場・資材搬入路及び仮設事務所などについて十分に協議・・・」とありますが、貴市監督員、工事監理者用の仮設事務所の設置は必要ないと考えてよろしいでしょうか。もし、設置が必要な場合、必要面積・設備・備品、人数を提示願います。	平成29年3月までは必要ありません。また、平成29年4月から平成31年6月までは、新工場棟の市事務局職員数7名分確保したスペースを市監督員2名、工事監理者2名分のスペースとして活用します。		
107	資料-1 要求水準書	78	13	第4章_第2節_10_(2)仮設	本事業計画地内及び現施設余剰地外で確保された仮設用地については土壌汚染調査は必要無いと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
108	要求水準書	78	27	第4章_第2節_10_(9)仮設	「工事中の仮設ユーティリティは、必要に応じて施設整備企業が諸手続きを行い、仮設工費を負担すること。」とありますが、「仮設ユーティリティ」とは具体的にどのようなものを指すのでしょうか。	工事に必要な電気、給水、排水等の配線、配管等をご理解ください。また、必要な仮設トイレ等についても事業者にて設置し、処理してください。		
109	要求水準書	78	27	第4章_第2節_10_(9)仮設	「工事中の仮設ユーティリティは、必要に応じて施設整備企業が諸手続きを行い、仮設工費を負担すること。」とありますが、「貴市が必要な仮設ユーティリティ」があればご指示ください。	市に必要な仮設ユーティリティはありません。		
110	要求水準書	79	1	第4章_第2節_12_地中障害物及び不発弾探査	「工事の施工に当たり、～(中略)。また、本事業計画地内における掘削工事で、不発弾探査調査を実施した上で実施すること。」とあります。本事業計画地内で貴市が行う土壌調査その1(H24.10～12)、および土壌調査その2(H26.4)については、着工前に貴市にて不発弾探査を行うのでしょうか。事業者にて行う不発弾探査は、貴市の調査範囲と重複が無いように計画したいため、貴市にて行う不発弾探査の調査範囲及び調査要領(計画)を開示いただけませんか。	土壌汚染調査では表土での採取が殆どのため、不発弾調査を実施する予定はありません。そのため、不発弾調査は、事業者の実任にて実施してください。		
111	要求水準書	79	1	第4章_第2節_12_地中障害物及び不発弾探査	「工事の施工に当たり、障害となる地中障害物は施設整備企業の負担により適切に処分する。」とありますが、地中障害物(不発弾含む)は、施設整備企業側では予期できないため、工期遅延に伴う費用、撤去・処分費用は、市殿にてご負担頂けるものと考えます。	既存資料等の事前調査で分からない、予測困難な事象に対する調査・対策工事については、事象が発生した時点で市と事業者で協議するものとします。		
112	資料-1 要求水準書	79	3	第4章_第2節_12_地中障害物及び不発弾探査	・「予期しない地中障害物が発見された場合には、施設整備企業は市と協議を行う」とありますが、「別添-2-ボリング調査結果」で予期できない地中障害物・土壌汚染は、処理費用・方法を含めご協議頂けるものと理解でよろしいでしょうか。 ・また、地中障害物・汚染土壌の処理により工程遅延等の影響が発生した場合には別途ご協議頂けるものと理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、合わせてNO.111を参照ください。		
113	要求水準書	82	38	第4章_第2節_20_2_(3)試運転及び運転指導に必要な費用等	試運転に必要な費用について、売電収入が発生する場合には、売電収入も含めて、事業者範囲と考えてよろしいでしょうか。また、電力の契約、手続きは、貴市にて行われることになっていますが、施設整備期間においても貴市にて行われるものと考えてよろしいでしょうか。	試運転期間中は、売電収入等については市の収入とします。		
114	資料-1 要求水準書	83	1	第4章_第2節_20_2_(3)試運転及び運転指導に必要な費用等	・試運転費用について「すべて施設整備企業が負担とする。」とありますが、近隣施設で使用される電力従量料金は貴市負担との理解でよろしいでしょうか。 ・また、近隣施設供給することを前提に設定される電力基本料金については、近隣施設と新工場の電力利用率等から負担を案分するとの理解でよろしいでしょうか。	試運転期間中は、近隣施設に電力を供給することは検査的に行うものであり、事業者の負担とします。		
115	資料-1 要求水準書	83	1	第4章_第2節_20_2_(3)試運転及び運転指導に必要な費用等	試運転費用について「すべて施設整備企業が負担とする。」とありますが、近隣施設へ蒸気供給するために必要となった常用コージェネガス使用料金は貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	試運転中は、施設整備企業の範疇ですので、全て事業者の負担となります。近隣施設に蒸気等を供給することは検査的に行うものであり、事業者の負担とします。		
116	資料-1 要求水準書	87	27	第5章_第1節_5_10_(1)電気・都市ガス	「炉の立ち上げ時など、助燃装置を稼働させる都市ガス使用量については、天災など不可抗力によるものを除いて運営事業者の費用負担とする。」と記載されています。コージェネレーションでのガス使用量は貴市のご負担と考えてよろしいでしょうか。	炉の立ち上げまたは立下げ等のガス使用量は事業者負担とし、その他近隣施設等へ供給するために必要なコージェネレーションで使用する都市ガスについては市にて負担するものとします。		
117	資料-1 要求水準書	87	37	第5章_第1節_5_11)保険への加入	貴市は自賠責保険、建物保険、自動車損害共済保険に加入することですが、運営事業者の過失等(故意は除く)により、本施設の建物・設備に損害を与えた場合、貴市が加入する建物保険による保険金を損害に充当し、当該保険金が不足する損害を運営事業者に賠償請求するという対応は可能でしょうか。本件はD&Oであり、施設所有権のない運営事業者にとって当該リスクを処理する手段は限界的であり確実に対応するためにはリスクコストも高くなるため、官民共同でVFMの向上を図りたいという趣旨で質問します。	運営事業者の過失等(故意・重過失・法令違反は除く)により、本施設の建物・設備に生じた損害に対し、市が付保している保険により保険金が支払われる場合には、市は当該保険金が不足する損害につき運営事業者に損害賠償を請求することとなります。なお、資料-1要求水準書の第5章第1節の5(11)に記載の「自賠責保険」と「自動車損害共済保険」は削除します。		
118	資料-1 要求水準書	87	37	第5章_第1節_5_11)保険への加入	「市は自賠責保険、建物保険、自動車損害共済保険に加入する」とありますが、貴市が加入される建物保険、自動車損害共済保険の内容(保険金額、てん補責任の範囲、免責等)をご教示願います。	市が加入予定の保険内容については、別紙を参照ください。なお、資料-1要求水準書の第5章第1節の5(11)に記載の「自賠責保険」と「自動車損害共済保険」は削除します。		
119	要求水準書	87	39	第5章_第1節_5_11)保険への加入	S P Cの過失等(故意・重過失・法令違反は除く。)により、本施設の建物・設備に生じた損害に対し、御市が付保している保険により保険金が支払われる場合には、御市は当該保険金で不足する損害につきS P Cに損害賠償を請求すること、とご理解でよろしいでしょうか。(以前の水準書(案)の質問への回答に記載されております。)	NO.117を参照ください。		

番号	資料名	頁数	行数	項目	意見・質問	回答	変更等	別紙
120	要求水準書	87	39	第5章_第1節_5_11)保険への加入	貴市が火災保険に加入すると考えてよろしいでしょうか。	市が加入予定である社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済には火災保険が含まれています。		
121	要求水準書	88	14	第5章_第1節_6_2)対象項目	二酸化炭素も異常値が発生した場合に自主的に停止し、とありますが、異常値(停止基準値)は運営事業者の設定で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、事業者による提案とします。		
122	資料-1 要求水準書	91	2	第5章 第3節 2 (3)	搬入ごみの目視確認と異物除去に努めますが、適正に分別された搬入ごみが当施設の安定化、長寿命化に大きく影響すると思います。異物の混入が低減されるよう、貴市と事業者が協力して啓蒙活動を進める方向でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。市民及び民間業者からの搬入ごみについては、市でも受付・現金徴収等を行う中で目視確認を行います。		
123	資料-1 要求水準書	91	11	第5章 第2節 2 1) (1) 搬入時間	・計量業務は運営事業者が行うとしてよろしいでしょうか。 ・文中で「毎月末に実施する委託業者及び許可業者を対象とした料金の請求書作成等の事務も行うこと」とありますが、直接搬入者については受付・現金徴収・保管業務は市殿の所掌であり、事業者は当業務で現金を扱うことはないと考えてよろしいでしょうか。	・市民及び民間業者からの搬入ごみの受付・現金徴収及び目視確認は市にて行いますが、計量業務については運営事業者にて実施してください。 ・搬入ごみで目視にて現金徴収できない場合(計量しない判断できない場合)には、運営事業者にて計量し、現金徴収機器にて自動精算するものとします。		
124	資料-1 要求水準書	91	11	第5章 第2節 2 1) (1) 搬入時間	「毎月末に実施する委託業者及び許可業者を対象とした料金の請求書作成等の事務も行うこと」とありますが、事業者はこれらの業務範囲までとしそれ以後の業務は貴市の所掌と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
125	要求水準書	91	32	第5章_第2節_2_1)_(2) プラットホーム内の業務	粗大ごみ及び不燃ごみから選別された廃家電製品のうち、市でリサイクルを行う廃家電製品の既存管理棟までの運搬は、車両手配含め、運営事業者の業務と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。プラットホームにて一定量を保管後に、まとめて運搬することで構いません。		
126	要求水準書	92	17	第5章_第2節_2_1)_(4) 処理不適物の排除と返還	有害ごみ及び剪定枝については、資源化施設への搬入用バッカー車へ投入することとありますが、同バッカー車の手配と運送は市殿の業務と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
127	資料-1 要求水準書	93	14	第5章 第2節 2 5) (2) 飛灰処理物等処理	・エコセメント化施設稼働停止による薬剤処理、および維持管理に係る費用は運営事業者の負担でしょうか。 ・また、この費用は(実施方針別紙1に示す)リスク分担表の不可抗力(施設運営)に該当するのでしょうか。ご教示願います。	エコセメント化施設が長期にわたって停止し、焼却処理等に支障が出た場合には、市の承諾を得た上で、薬剤処理等を行うものとし、それに係る費用については市で負担するため、エコセメント化施設稼働停止時の薬剤処理及び維持管理に係る費用をご提案ください。		
128	要求水準書	93	16	5章_2節_2-5)-(2) 灰出し設備の運転管理(飛灰処理物等処理)	エコセメント化施設稼働停止による薬剤処理、および維持管理に係る費用は市殿の負担と考えてよろしいでしょうか。(以前の水準書(案)の質問へのご回答に記載されております。)	NO.127を参照ください。		
129	資料-1 要求水準書	94	16	第5章 第2節 3 2) 電力供給等	「電力会社に売電すること」とありますが、本事業上の所掌としては契約・各種届出・請求・回収等の売電業務は貴市にて実施との理解でよろしいでしょうか。	契約・各種届出・請求等は市にて実施しますが、そのために必要な資料等の作成においては、事業者にも支援をお願い場合があります。		
130	要求水準書	96	8	5.運転管理時の計測管理	市が行う新工場棟の運転状況に関する監視(表4-)の記載項目の計測にかかる費用は市殿が負担し、運営事業者はこの測定作業に協力する。また、測定結果をセルフモニタリング計画の一環として市殿及び市民へ情報公開するとの理解でよろしいでしょうか。	運営事業者は、市で実施する測定に協力するとともに、別途、運営事業者で実施するセルフモニタリングによる測定結果と市で実施した測定結果とを取りまとめ、市民等へ情報公開するものとします。		
131	資料-1 要求水準書	97	-	第5章 第2節 5 表-4- 悪臭	悪臭の敷地境界計測項目について、臭気指数以外の23項目の計測が指定されていますが、悪臭防止法及び東京都条例において該当する悪臭基準は臭気指数10以下のみと考えられます。臭気指数以外の23項目についても計測は必要でしょうか。予備・引渡性能試験においては、悪臭基準に従い臭気指数について計測を実施する計画としております。	要求水準書のとおりとします。これまで市民に悪臭物質についても情報公開しているため、継続的に実施する予定です。		
132	資料-1 要求水準書	97	表4	第5章 第2節 5 表-4- 悪臭	計測地点として「指定する場所」とありますが、敷地境界線については東西南北の4ヶ所および脱臭装置出口という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、敷地境界線4ヶ所、脱臭装置出口、プラットホーム出入口を想定しております。		
133	資料-1 要求水準書	97	表4	第5章 第2節 5 表-4- 悪臭	測定回数については、同一測定点につき1回又は2回程度と理解してよろしいでしょうか。	事業者による提案とします。		
134	要求水準書	100	7	第5章第3節1.1)(2)	「電気主任技術者の監督範囲は、本施設及び特別高圧変電所・市本庁舎・市総合体育館・緑町コミュニティセンターの一部又は全部(実施設計の過程で監督官庁と協議の上認められた範囲に限る。)とする。」とありますが、現行法では本施設(特高変電所は含むと考えます)以外の施設について主任技術者業務を兼ねられるかは不明です。従いまして、本事業における電気主任技術者の監督範囲は「本施設及び特別高圧変電所」とし、それ以外の施設の主任技術者業務委託については、市殿と監督官庁の協議を踏まえ、本事業とは別に取られるものと考えてよろしいでしょうか。(関係法令:原子力安全・保安院通達平成17-03-22原院第1号 改正平成24-03-30原院第5号「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」特に1-(2)、3-(2)・(4)を参照願います。保安業務担当者が事業場の点検を自ら行うこと、内容が形式的なものになっていないことについて、厳格な審査を行うとされています。本事業の範囲では、市本庁舎・市総合体育館・緑町コミュニティセンターの点検は含まれないため、適法な運用が困難と考えられます。)	現在、監督官庁と協議中ですが、現時点では要求水準書のとおりとします。なお、第3回または第4回の回答までに協議結果が判明している場合には、協議結果を報告します。		
135	要求水準書	100	7	第5章 第3節 1.1) (2) 電気主任技術者の監督範囲	(2)「電気主任技術者の監督範囲は、本施設及び特別高圧変電所・市本庁舎・市総合体育館・緑町コミュニティセンターの一部又は全部とする」とありますが、本施設以外については、取り合い点までと考えてよろしいでしょうか。また、監督範囲の工物について、法定点検以外に維持管理上必要な部品更新等も含むと考えれば宜しいのでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、事業者にて負担の困難な事象が生じた場合には、市と協議できるものとします。		
136	資料-1 要求水準書	101	25	第5章 第3節 4 2)	・「必要に応じて誘導員を配置する等、本事業計画地内及び本事業計画地周辺において車両を適切に誘導、指示すること」とありますが、既存の工場ではこみ通搬車庫の通過時間帯、搬入搬出口(公道面)には交通誘導員が配置されているが、道路管理者(所轄の警察)との現状の取り決めをご教示願います。 ・運営期間中は現状を踏襲する条件で運営費を精算してよろしいでしょうか。	・現在、道路管理者及び交通管理者との取り決めはなく、交通誘導員は配置しておりません。新工場棟建設時は、既存クレーンセンター運営に伴う搬出入車両の安全を確保する為に「交通誘導員」を配置する予定としています。 ・運営期間中の交通誘導員の配置等については、事業者による提案とします。		
137	要求水準書	102	1	2)見学者対応	見学者への対応は市が運営事業者と連携して適切に行うものとする。とありますが、受付管理、見学案内等は市殿で行い、運営事業者はp85に記載されているように補助業務(資料作成や案内支援)を行うものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		

番号	資料名	頁数	行数	項目	意見・質問	回答	変更等	別紙
138	資料-1 要求水準書	102	1	第5章 第3節 5 2) 見学者対応	来場者実績が記載されていますが、年間ではなく1回当たりの平均見学者数としての実績等があれば、ご教示願います。	平成22年度の平均見学者数の実績は、【全体】約30人、【小中学校】約65人になります。		
139	資料-1 要求水準書	107	6 26	第5章 第4節 1(1)(3)	「事業終了後の15年間にわたり継続使用・・・」および「事業終了時において引き続き5年間は大規模な設備の補修及び更新を行なうことなく・・・」とありますが、運営期間中には適宜当該施設に合わせた合理的な周期を見直します。その結果15年間のうち事業終了時から5年間にわたる補修や更新発生の可能性もあります。これらの予想は、事業終了時の数年前から、貴市とご協議することをご理解願います。	ご理解のとおりです。		
140	資料-1 要求水準書	16 65	27 11	第2章 第1節 1 1) (8) 第2章 第6節 3 4)	「施設内の見学者動線は～特に、中央制御室は、発電量や排ガス規制値が確認できる工夫を施すこと。」及び計装設備の項目に「発電状況表示盤を見学者通路に設ける。」とあります。中央制御室近傍の見学者ホールに、発電量 排ガス濃度計測値の表示盤を設置する計画としてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、見学者が見やすい場所に表示板を設置するのであれば提案によるものとします。		
141	要求水準書 別添-10建築計画図(2階平面図)	17 38 6	27 12	第2章 第1節 1_2)_1(1) 施設配置 第2章 第5節 1_3)_1(1) 新管理棟等の建築工事等	要求水準書第2章第1節1.2)_1(b)新工場棟の配置計画には「新工場棟の外周に連絡通路を設置することで、新工場棟建屋内に入ることなく、新工場棟を周回できるものとする」とありますが、具体的には、要求水準書第2章第5節1.3)_1(b)連絡通路等に規定され、別添-10の平面図に表現された内容が満足されればよく、工場棟西側(別添-10に表現された部分を除く)や東側、北側には連絡通路が無くてよいものと考えてよいでしょうか。	NO.30を参照ください。		
142	資料-1 要求水準書	17 39	32	第2章 第1節 1 2) (1) d) 第2章 第5節 1 3) (1) c)既存クリーンセンター解体に伴う仮設建屋の設置	「仮設の管理棟(既存管理棟の代替施設)を設置」、「既存クリーンセンターを解体する前までに、市職員37名が執務可能なスペースを確保し、かつ1階部分で一般者の持込ごみ車同等の受け付けを行うことができる様に仮設建屋(執務に伴い必要な設備を含む)を設置」とありますが、要求される諸室は事務室(37名)、更衣室(37名)、便所(適宜)、湯沸しコーナー、打合せコーナー、受付コーナー程度と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。設置できる範囲において収納スペース等を確保してください。		
143	要求水準書	25 28	表 中の No.10 表 中の No.8	炉体、ボイラーケーシング外表面温度 機器外表面温度	「原則として外気温+40(人が触れるおそれがない箇所であれば、炉室内温度(室内温度)+40)」とありますが、その時々外気温を基準とすると、外気温が最低気温付近の0のときには、炉・ボイラー等の機器外表面温度を40とすることになります。これは現実的な設計ではありません。室内温度+40または設計外気温を設定することに出来ないでしょうか。	「外気温+40」は原則ですので、適宜、事業者にて設計外気温を設定してください。		
144	資料-1 要求水準書	25 26 28 38 45	46 3 10	第2章 第3節 5 2) 性能保証事項 表-1 15-17 表-2 10 炉体、ボイラーケーシング外表面温度 11 蒸気タービン発電機 第2章 第5節 3 2) (8) 換気設備	要求水準書P.25,26,28の表-1および表-2では、性能保証値が「外気温33において、炉室内温度、排気口、43以下、炉室内局部温度、輻射熱を排除、48以下、電気関係諸室内温度、排気口、40以下、電気関係諸室内局部温度、44以下、機械関係諸室内温度、排気口、42以下、機械関係諸室内局部温度、48以下」とされていますが、P.45(8)換気設備_では「夏季の室内外温度差 t=12以下(各階とも)として換気量を計算する」とされています。P.45(8)換気設備_を正してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 要求水準書の表-1のNO.15,16,17及び表-2のNO.10,11において「外気温+12℃以下」に修正します。		
145	資料-1 要求水準書	33 34	17 25	第2章 第5節 1 1) (7) 第2章 第5節 1 1) (12) c)	第2章 第5節 1 1) (12) c) では「構内車道及び屋外駐車場は排水性アスファルト舗装とする」となっていますが、第2章 第5節 1 1) (7) では「駐車場は、(中略)極力、緑化ブロック等で整備する」となっています。緑化ブロックでの整備を正としてよろしいでしょうか。	駐車場は極力、緑化ブロック等で整備するものとし、緑化が難しい箇所が生じる場合には、排水性アスファルト舗装とください。ただし、緑化ブロックの採用に当たっては、利用者の安全性に配慮したものとしてください。 要求水準書の「構内車道及び屋外駐車場は排水性アスファルト舗装とする。」を「構内車道は排水性アスファルト舗装とする。」に修正します。		
146	要求水準書	33 34	18 25	第5節 1_1)_1(7) 第5節 1_1)_1(12)	要求水準書33ページでは、駐車場は「極力、緑化ブロック等で整備」するとあり、一方、同34ページで「屋外駐車場は排水性アスファルト舗装とする」とあります。後者を正とし、駐車場は排水性アスファルト舗装とするものと考えてよいでしょうか。	NO.145を参照ください。		
147	要求水準書	4 5	36 1-9	第1章 第2節 5_2)-(5) 上下水道～雨水	ユーティリティ条件の(2)上水道、(3)ガス、(4)排水、(5)雨水について、いずれも引き込み工事は事業者の負担で、引き込みにかかる負担金は貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。また、記載がない「電話・通信」に関しては引き込み工事費及び負担金のご負担は貴市と考えてよろしいでしょうか。	各ユーティリティの負担金についても事業者範囲とし、電話・通信に関する引き込み工事及び負担金も事業者範囲とします。 電話・通信については、要求水準書の原文である「施設整備業務及び施設運営業務期間中において、事業者が必要とするユーティリティ(施設運営業務期間中における電気使用量及び助燃装置の稼働による都市ガス使用量以外の都市ガス使用量は除く。）」については、事業者が調達し、その費用(電力会社との工事負担金を除く)は事業者が負担すること。「施設整備業務及び施設運営業務期間中において、事業者が必要とするユーティリティ(電話・通信の工事費及び負担金等についても含む。ただし、施設運営業務期間中における電気使用量及び助燃装置の稼働による都市ガス使用量以外の都市ガス使用量は除く。）」については、事業者が調達し、その費用(電力会社との工事負担金を除く)は事業者が負担すること。」に修正します。		
148	資料-1 要求水準書	40 71 4 72 31 74	8 16	第2章 第5節 1 3) (2) 第4章 第1節 第4章 第1節 2.2)建築デザイン設計業務 第4章 第1節 3.2)建築デザイン監修業務受託者との設計調整等	第2章 第5節 1.3) (2) 既存煙突耐震補強等の建設工事に関して「市民・学識者・市で構成する会において協議」「施設整備段階で改めて市と協議」とあり、また第4章 第1節 施設整備業務の設計業務、2.2)建築デザイン設計業務、3.2)建築デザイン監修業務受託者との設計調整等に「市が別途委託を予定している建築デザイン監修業務受託者との設計調整」とありますが、事業者提案内容から仕様変更となった場合の、施工費用増加分については貴市の負担と理解してよろしいでしょうか。	事業者(落札者)提案を基本に、市と事業者で協議の上、決定するもので、原則、施工費用増加分がないものと考えております。市の要望により仕様変更となった場合において、施工費に大幅な増分が生じる際は市の負担とします。		
149	資料-1 要求水準書	44 53	20 25	第2章 第5節 3 2) (3) 給湯設備 第2章 第6節 1 2) (6) b)	給湯設備につきまして、電気あるいはガスを使用する個別給湯方式としてもよろしいでしょうか。	NO.90を参照ください。		
150	資料-1 要求水準書	5 31	7 21	第1章 第2節 5 (5)雨水 第2章 第5節 1 1) (3)	「雨水は、可能な限り有効利用するもの」とあります。既設エリア部分を含めた市管理用地内雨水を集水・接続することも可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
151	要求水準書	78 100	6 4	第4章 第2節 9.3)第2種電気主任技術者及び第2種ボイラー・タービン主任技術者の選任(配置) 第5章 第3節 1.1) (1) 第2種電気主任技術者及び第2種ボイラー・タービン主任技術者の選任(配置)及び検査等	P78に「施設整備企業は、工事開始前に施設運営を行う者から第2種電気主任技術者及び第2種ボイラー・タービン主任技術者を選任(配置)し、...」、P100に「維持管理業務として」「工事開始前に選任(配置)した第2種電気主任技術者及び第2種ボイラー・タービン主任技術者は、...」とありますが、ボイラー・タービン主任技術者は、申請、選任を行う企業に所属している必要があり、施設整備企業が、施設運営を行うものから選任することは出来ないと思っておりますので、ご確認をお願いいたします。	施設整備業務及び維持管理業務で配置する第2種電気主任技術者及び第2種ボイラー・タービン主任技術者は、施設運営を行う運営事業者から選任するものとなります。		
152	要求水準書 別添資料-4	別添-4			既存配管の盛り替え、撤去の積算に必要な配管径、埋設深さが受領した別添資料では読み取ることができません。正確な見積算定の為、上記の情報に分かる資料を提示いただけますでしょうか。	既存施設に係る情報については別添資料のみとします。事業者の判断にて想定してください。		

番号	資料名	頁数	行数	項目	意見・質問	回答	変更等	別紙
153	資料-1 要求水準書 別添-4-3	-	-	別添-4-3 ガス・上水整備状況	上水の取合口径は、図面上の100mmと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
154	要求水準書 別添資料-6	-	-		既存洗車場、リサイクル工房および倉庫の図面を参考資料としていただけますでしょうか。	市でも図面を保管していないため、事業者から要請があれば、既存洗車場及びリサイクル工房の現地調査を許可します。		
155	要求水準書 別添資料-9	別添-9			既存配管の盛り替え、撤去の積算に必要な配管径、埋設深さが受領した別添資料では読み取ることができません。正確な見積算定の為、上記の情報に分かる資料を提示いただけますでしょうか。	NO.152を参照ください。		
156	資料-1 要求水準書 別添資料-10	102	1	第5章 第3節 5 2)見学者対応	来場者実績が記載されていますが、1回当たりの最大見学者数は添付資料-10 2F平面図 新管理棟見学者ホールに記載された備品から推測される70名程度と考えてよろしいでしょうか。	1回当たりの最大見学者数は、約120～130名(小学生)と想定してください。ただし、70名を超える場合には、臨時的な対応とし、椅子等のみの対応でも構いません。		
157	要求水準書 別添-10建築計画図(1、2階平面図)	5,6			新管理棟平面図1階の西側に上部に建屋があるように見える柱列と点線表記がありますが、2階平面図の当該部分には何も表記されていません。庇や上屋などくに必要ないものと考えてよいでしょうか。	新管理棟西側の柱列と点線は、新管理棟北側の洗車・ストックヤード部分から続く庇の一部であるとお考えください。		
158	要求水準書 別添-10建築計画図(1階平面図)	33 5	3	第2章_第5節_1.1_(9) 洗車・ストックヤードエリア	1階平面図で洗車・ストックヤードの上部が「ガラス屋根」との記載がありますが、要求水準書では屋根の仕様については記載が無く「詳細は市と協議の上決定」とあります。洗車・ストックヤード屋根の仕様は「提案」と考えてよいでしょうか。	別添-10は参考とし、事業者による提案とします。		
159	要求水準書 別添-10建築計画図(1階平面図)	39 5	3	第2章_第5節_1.3_(1) 新管理棟等の建築工事等	新管理棟平面図1階に会議室が2室記載されています。要求水準書では「中会議室」の数について記載がありませんが、2室必要と考えてよいでしょうか。	会議室は2室が必要になるとご理解ください。要求水準書の「中会議室を設置すること。」を「会議室2室を設置すること。」に修正します。		
160	要求水準書 別添-10建築計画図(2階平面図)	39 6	6	第2章_第5節_1.3_(1) 新管理棟等の建築工事等	新管理棟平面図2階に更衣室が記載されていますが、要求水準書には2階に更衣室の記載がありません。新管理棟2階には更衣室は不要と考えてよいでしょうか。	NO.65を参照ください。		
161	要求水準書 別添-10建築計画図(2階平面図)	39 6	6	第2章_第5節_1.3_(1) 新管理棟等の建築工事等	別添資料10の新管理棟平面図2階に更衣室が記載されていますが、要求水準書には2階に更衣室の記載がありません。新管理棟2階にも更衣室は必要と考えてよいでしょうか。また、更衣室の必要人数をご指示ください。	NO.160を参照ください。		
162	資料-1 要求水準書 別添 11 段階整備計画図			H25.6, H26.4	土壌(汚染)調査その1、2を費市で実施することが記載されています。その調査結果により汚染土があり、形質変更が必要と判断された場合、全ての土壌処理は費市が実施し、解体・建設工事における工程・工法・施工費増加分等について協議頂けると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。土壌汚染が確認された場合には、市と事業者で協議するものとなります。原則、市にて処理をし事業者に引き渡すこととしますが、新工場棟の工事段階にて処理する方が市の負担が安価と判断される場合には、施設整備企業にて掘削除去及び汚染土の処理を実施し、それに要する費用を市が負担することで、工程等に遅延が生じない様に対応します。		
163	資料-1 要求水準書 別添 11 段階整備計画図(H26.4～H28.10) 新工場棟建設工事期間			既存施設用防火水槽	既存冷却塔東側の既存防火水槽の撤去に対し、代替の仮設水槽の設置は必要となるのでしょうか。また代替水槽が必要となった場合の設置は事業者が行なうものと考えてよろしいでしょうか。	代替の仮設防火水槽の設置は不要です。		
164	資料-1 要求水準書 別添 11 段階整備計画図(H26.4) 新工場棟建設工事着工			新工場工事エリア	・既存クリーンセンターの北側に本事業用地として拡張された緑鎖線の中に「樹木以外の植栽撤去可」とありますが、将来的に新工場の整備が必要となる範囲であれば、工事期間中から樹木を伐採し、事業用地として確保することでもよろしいでしょうか。 ・伐採が不可という事であった場合は、該当する樹木を一時的に場外を含む他の場所へ移設することは可能でしょうか。	・要求水準書の別添11の原文のとおりとします。 ・市と事業者の協議の上、該当する樹木を一時的に場外を含む他の場所へ移設する可能性はあります。		
165	要求水準書 別添資料	32 別添-12	34	第5節_1.1_(6)	別添資料の内部仕上表では、見学者スペース、見学者ホール、コミュニティラウンジの壁仕上げが「木質系材料」とありますが、これは、要求水準書にあるとおり「木質系材料を多用」するもので、必ずしも全面に木質系材料を使用しなければならないものではないと考えてよいでしょうか。	ご理解のとおり、詳細については事業者提案とします。		
166	資料-1 要求水準書 別添 15-1	2	-	別添-15-1 余熱活用方策(市の考え方)	太陽光パネルは所内電気系統との連携がなされていますが、系統の設計は事業者による提案としてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
167	資料-1 要求水準書 別添 15-1	2	-	別添-15-1 余熱活用方策(市の考え方)	総合体育館と市本庁舎の非常用発電機は、今回設備と系統連携しないと考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、系統連携しません。		
168	資料-1 要求水準書 別添 15-1	3	-	別添-15-1 余熱活用方策(市の考え方)	「1 炉運転時にごみ発電+ガスタービン発電+非常用発電機の発電可能量」とあります。この非常用発電機とは、市本庁舎および総合体育館の非常用発電機ではないとの理解でよろしいでしょうか。	市本庁舎、総合体育館の非常用発電機とご理解ください。		
169	資料-1 要求水準書 別添 15-1	3	-	別添-15-1 余熱活用方策(市の考え方)	本施設より、給電を行う市本庁舎、総合体育館は各々非常用発電機が設置されています。非常時のG回路系統への給電のみで、同期投入は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、同期投入は不要です。		
170	要求水準書 別添-15-1 余熱活用方策(市の考え方)	2, 4	左側中段	非常用発電機の定格容量	P.2及びP.4の1日目～2日目の表記及びグラフより、【市本庁舎】非常用発電機(定格容量240kW・441kWx2台)(発電量 発電電力:約800kW) 【総合体育館】非常用発電機(定格容量441kWx2台 240kW)(発電量 発電電力:約200kW) との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、添付15-1を修正します。		
171	基本協定書(案)	1	18	第4条(秘密の保持)	1 第三者への開示制限の解除を求める場合は、「相手方の事前の承諾」を得る場合に、「書面」にてお願いできますでしょうか。	落札者決定後に事業者と詳細については協議し、決定するものとします。ただし、書面による手続きで実施する方向で協議を進めることを想定しています。		
172	基本協定書(案)	2	15	第5条(基本協定の有効期間)	「基本契約に定める本事業の終了日」とは、基本協定書別紙1定義5項に定める「事業期間満了日」のことでよろしいでしょうか。	「基本契約に定める本事業の終了日」とは、基本契約第8条第1項に規定する「基本契約の締結の日から解除その他期間満了以外の理由により基本契約の効力を失った日又は平成49年3月31日のいずれか早い日」とします。		
173	基本協定書(案)	2	19	第5条(基本協定の有効期間)	2 基本協定の有効期間の終了にかかわらず、前条及び第16条から第18条までの規定は、なおその効力を有するものがあるが、第4条については基本協定の有効期間満了後3年間などの一定の期間に限定していただけないでしょうか。	基本協定書(案)の原文のとおりとします。		

番号	資料名	頁数	行数	項目	意見・質問	回答	変更等	別紙
174	基本協定書(案)	2	25	第6条(権利義務の譲渡等)	1 権利義務の譲渡等の制限は、事業者だけではなく、貴市も同等の条件として頂けませんでしょうか。	基本協定書(案)の原文のとおりとします。		
175	基本協定書(案)	2	31	第7条(事業者の役割等)	1 本事業の実施において、事業者は、貴市との間で書面により別途合意した場合を除き、事業期間にわたり本事業を適正かつ確実に実施するために運営事業者における経営の安定と継続が図られるように必要な措置をとらなければならない(1号)。具体的にどのような措置を考えているかご教示願います。	緊急時の運営事業者への資金援助などが想定されますが、積極的な事業者からの提案を求めます。		
176	基本協定書(案)	3	25	第9条(基本協定の変更)	3 貴市が、必要があると認めて事業者に基本協定の変更を請求し、事業者と貴市との協議が不調となった場合、貴市が定める「合理的な変更案」に、事業者は従わなければならない。しかしながら、合理的ではないと考えられる内容については、事業者として異議を申し立てる機会があると考えてよろしいでしょうか。	基本協定書(案)第9条第3項の原文のとおりとします。		
177	基本協定書(案)	3	30	第10条(債務不履行)	基本協定上の債務不履行(秘密保持義務違反など)による損害賠償義務は、事業者だけでなく、契約の対等性からは、貴市にもあてはまるため、貴市にも当該義務を負担してもらいたい。また、その賠償額については、当該損害のうち通常かつ直接損害に限るものとし、特別損害、間接損害、逸失利益等は含まないと考えてよろしいでしょうか。	基本協定書(案)第10条の原文のとおりとし、基本協定書(案)第10条に定める損害の賠償については、民法(明治29年法律第89号)の定めるところによるものとします。		
178	基本協定書(案)	4	32	第12条(運営事業者の出資者)	3 「潜在株式」との用語を用いているが(2号)、4号にいう「新株予約権」「新株予約権付社債」と同義であれば、「潜在株式とは、新株予約権、新株予約権付社債を行使した場合に発生する株式をいう。」と定義して頂けないでしょうか。	用語の定義として「普通株式を取得することができる権利や、普通株式への転換請求権等が付された証券又は契約をいう。」を追加します。		
179	基本協定書(案)	7	22	第17条 不正入札等に係る賠償の予定	賠償金の額が入札金額の100分の10に相当する額、とありますが実施方針との正誤表(番号127)では100分の20となっております。100分の10が正しいとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
180	基本契約書(案)	4	1	第5条(秘密の保持)1	「相手方当事者」は「秘密情報の開示当事者」という意味で理解して宜しいでしょうか。	「相手方当事者」は「保有していた秘密情報を開示した当事者」と定義されているものと理解ください。		
181	基本契約書(案)	4	9	第5条(秘密の保持)2(2)	「相手方当事者」は「秘密情報の開示当事者」という意味、「自ら」は「開示を受けた当事者」という意味で理解して宜しいでしょうか。	「自ら」は「秘密情報の開示を受けた当事者」と定義されているものと理解ください。		
182	基本契約書(案)	4	11	第5条(秘密の保持)2(3)	「相手方当事者」は「秘密情報の開示当事者」という意味、「自ら」は「市並びに事業者及び運営事業者のいずれ」は「開示を受けた当事者のいずれ」という意味で理解して宜しいでしょうか。	NO.180及びNO.181を参照ください。		
183	基本契約書(案)	4	16	第5条(秘密の保持)3	「相手方当事者」は「秘密情報の開示当事者」という意味で理解して宜しいでしょうか。	NO.180を参照ください。		
184	基本契約書(案)	6	6	第9条(権利義務の譲渡等)	1 基本契約上の地位又は基本契約により生ずる権利若しくは義務の譲渡制限等については、事業者及び運営事業者だけではなく、貴市も同等の条件として頂けませんでしょうか。	NO.174を参照ください。		
185	基本契約書(案)	7	25	第12条(事業者の役割等)	1 本事業の実施において、事業者は、貴市との間で書面により別途合意した場合を除き、事業期間にわたり本事業を適正かつ確実に実施するために運営事業者における経営の安定と継続が図られるように必要な措置をとらなければならない(1号)。具体的にどのような措置を考えているかご教示願います。	NO.175を参照してください。		
186	基本契約書(案)	9	12	第17条(基本契約の変更)	貴市が求める変更案については、協議する機会があるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
187	基本契約書(案)	9	23	第18条(債務不履行)	基本契約上の債務不履行による損害賠償義務は、事業者・運営事業者だけでなく、契約の対等性からは、貴市にも当該義務を負担してもらいたい。また、その賠償額については、当該損害のうち通常かつ直接損害に限るものとし、特別損害、間接損害、逸失利益等は含まないと考えてよろしいでしょうか。	基本契約書(案)第18条の原文のとおりとし、基本契約書(案)第18条に定める損害の賠償については、民法(明治29年法律第89号)の定めるところによるものとします。		
188	基本契約書(案)	11	3	第23条(事業契約の変更等の協議)1	「相手方当事者」は「他のすべての当事者」という意味で理解して宜しいでしょうか。また、事業者の交替が、「解除事由を充足するおそれがある」との判断を機になされる内容ですが、これでは、契約の履行についての不安定さが残ります。あくまでも「解除事由を充足する」と判断する場合においてのみ、事業者の交替を行うとの考えでよろしいでしょうか。	相手方当事者については、ご理解のとおりです。解除事由に関しては、基本契約書(案)の原文のとおりとします。		
189	施設整備請負契約書(案)	6	11	第10条(施設整備企業の責任)1	施設整備企業には、施設整備業務の実施に係る一切の責任を負うことが求められていますが、業務の実施が、貴市の指示に拠る場合であって、その指示に間違いがあった場合による業務については、貴市も責任を負って頂けると考えてよろしいでしょうか。	本契約書第10条第1項では「基本契約及び施設整備請負契約に別途規定されている場合を除き、要求水準等に基いて施設整備業務を履行するために必要な一切の手段を自らの責任において定め、要求水準を満たすように施設整備業務を適正かつ確実に実施するもの」と定めており、市の指示による場合は該当していません。市により要求水準書等を変更する指示を行う場合には、書面等により事業者に指示するものとし、その指示が要因となって事業者に不利となる事象が発生した場合には、市にて責任を負うものとします。		
190	施設整備請負契約書(案)	7	5	第12条(権利義務の譲渡等)	施設整備請負契約上の地位又は基本契約により生ずる権利若しくは義務の譲渡制限等については、施設整備企業だけではなく、貴市にも同等に制限を引き受けて頂けますでしょうか。	施設整備請負契約書(案)の原文のとおりとします。		
191	施設整備請負契約書(案)	8	32	第17条(著作権等の譲渡禁止)	第15条に定める著作物に係る著作権は、施設整備企業と貴市の共有ですので、当該著作権の第三者への譲渡等の制限については、施設整備企業と貴市のいずれも引き受けて頂けると考えてよろしいでしょうか。	施設整備請負契約書(案)の原文のとおりとします。		
192	施設整備請負契約書(案)	9	7	第18条(著作権の侵害防止)2	末尾に、「ただし、貴市が、その成果物ないし著作物を指定した場合であって、施設整備企業が当該第三者の有する著作物の存在を知らなかったときは、この限りではない。」を追加頂けませんでしょうか。	施設整備請負契約書(案)の原文のとおりとします。		

番号	資料名	頁数	行数	項目	意見・質問	回答	変更等	別紙
193	施設整備請負契約書(案)	9	31	第21条(かし担保)1	末尾に「なお、当該賠償の範囲は、貴市が被った直接かつ通常の損害に限られるものとし、貴市の逸失利益、間接損害及び特別な事情から生じた損害については賠償の責を負わないものとする。」を追加頂けませんでしょうか。	施設整備請負契約書(案)の原文のとおりとします。		
194	施設整備請負契約書(案)	14	28	第32条(条件変更等)5	第75条2項と同様に「費用を負担し」ではなく、「損害を賠償し」と変更して頂けませんでしょうか。	施設整備請負契約書(案)の原文のとおりとします。		
195	施設整備請負契約書(案)	14	31	第33条(要求水準書の変更)	第75条2項と同様に「費用を負担し」ではなく、「損害を賠償し」と変更して頂けませんでしょうか。	施設整備請負契約書(案)の原文のとおりとします。		
196	資料-4 施設整備請負契約書(案)	20	16	第45条 第6項 法令変更による措置	法令等の変更等により本施設の引渡しの日が避けられない場合、施設整備企業は自らの責任と費用負担において速やかに是正を行うことが求められていますが、それが貴市の指示による場合については、その是正に係る費用は貴市に負担していただくと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
197	施設整備請負契約書(案)	21	30	第47条(施設整備業務の中止)3	第75条2項と同様に「費用を負担し」ではなく、「損害を賠償し」と変更して頂けませんでしょうか。	施設整備請負契約書(案)の原文のとおりとします。		
198	施設整備請負契約書(案)	22	23	第49条(設計業務)4	基本設計図書・実施設計図書について、市が不具合を確認した場合、施設整備企業は自らの責任と費用負担において速やかに是正を行うことが求められていますが、それが貴市の指示による場合については、その是正に係る費用は貴市に負担していただくと考えてよろしいでしょうか。	施設整備企業は、基本設計及び実施設計において「要求水準書等又は設計業務に関する市の指示若しくは市と施設整備企業との協議結果に適合することが求められており、その確認作業において不具合が生じている場合の設計変更に伴う費用負担については施設整備企業が負担すべきと考えます。		
199	施設整備請負契約書(案)	23	3	第50条(貸与品等)5	施設整備企業は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときに、返還に代えて損害を賠償する場合の損害の範囲は、当該滅失・毀損した貸与品等の価格と同等の価格に限ることと考えてよろしいでしょうか。	施設整備請負契約書(案)第50条の原文のとおりとし、施設整備請負書(案)第50条に定める損害の賠償については、民法(明治29年法律第89号)の定めるところによるものとします。		
200	施設整備請負契約書(案)	23	6	第51条(要求水準書等と設計図書の内容が一致しない場合の修補義務)	最終行「費用を負担し」ではなく、「損害を賠償し」と変更して頂けませんでしょうか。	施設整備請負契約書(案)の原文のとおりとします。		
201	資料-4 施設整備請負契約書(案)	24	2	第53条 第3項 事業用地の確保等	要求水準書及び実施設計図書の変更等によって事業用地が不用となった場合、施設整備企業は事業用地にある工事材料、建設機械器具、仮設物その他物件を撤去し、事業用地を修復することとされていますが、貴市の事情による場合、第53条に係る費用は貴市にご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
202	施設整備請負契約書(案)	25	5	第54条(支給材料及び建設業務貸与品)7	第75条2項と同様に「費用を負担し」ではなく、「損害を賠償し」と変更して頂けませんでしょうか。	施設整備請負契約書(案)の原文のとおりとします。		
203	施設整備請負契約書(案)	25	13	第54条(支給材料及び建設業務貸与品)10	施設整備企業は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときに、返還に代えて損害を賠償する場合の損害の範囲は、当該滅失・毀損した貸与品等の価格と同等の価格に限ることと考えてよろしいでしょうか。	施設整備請負契約書(案)第54条の原文のとおりとし、施設整備請負書(案)第54条に定める損害の賠償については、民法(明治29年法律第89号)の定めるところによるものとします。		
204	施設整備請負契約書(案)	27	6	第58条(実施設計図書に不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)4	第3項の検査の結果、事業者の何らの責もない場合は、当該検査及び復旧に要する費用は、貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	施設整備請負契約書(案)第58条第4項の原文のとおりとします。		
205	施設整備請負契約書(案)	27	16	第59条(検査及び引渡し)3	貴市が自ら必要と判断して行った破壊検査(第2項)の場合において、当該検査又は復旧に直接要する費用については、施設整備企業ではなく、貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	検査の中で施設整備企業に通知の上、実施するものであり、施設整備請負契約書(案)第59条第3項の原文のとおりとします。		
206	施設整備請負契約書(案)	28	1	第61条(部分使用)	第75条2項と同様に「費用を負担し」ではなく、「損害を賠償し」と変更して頂けませんでしょうか。	施設整備請負契約書(案)の原文のとおりとします。		
207	施設整備請負契約書(案)	30	15	第67条(前払金等の不払に対する建設業務中止)	「必要な費用を負担し」を、「当該損害を賠償し」と変更して頂けませんでしょうか。	施設整備請負契約書(案)の原文のとおりとします。		
208	施設整備請負契約書(案)	31	6	第68条(債務負担行為に係る契約の特則)3	貴市は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び第2項の履行高予定額を変更することができることになっています。万一、そのような変更により、事業者に予定外の支出が発生する場合は、それについて賠償を求めることができると考えてよろしいでしょうか。	施設整備請負契約書(案)の原文のとおりとします。		
209	施設整備請負契約書(案)	31	26	第70条(解除に伴う措置)	「第65条」というのは、第76条第3項中の「第65条」でよろしいでしょうか。	第70条で定める「第65条」とあるのは「第65条及び第69条」と読み替えて、この規定を準用する。」を「第76条第3項中「第65条」とあるのは「第65条及び第69条」と読み替えて、この規定を準用する。」に修正します。		
210	資料-4 施設整備請負契約書(案)	33	4	第72条 第2項 市の解除権	「施設整備企業に暴力団対策法の趣旨に反する行為が認められるとき、本条に基づき施設整備企業は施設整備費の100分の10に相当する違約金を市に支払わなければならない」と定め、一方で、「事業者は基本契約書第31条第3項に基づき連帯して本事業の入札金額の100分の10に相当する賠償金を支払わなければならない」と定めています。当該事象については、施設整備請負契約に基づき違約金と基本契約に基づき賠償金がそれぞれ必要となるの理解でよろしいでしょうか。念のため質問します。	施設整備企業に暴力団対策法の趣旨に反する行為が認められる時は、基本契約書(案)第31条第3項に基づき、連帯して本事業の入札金額の100分の10に相当する賠償金を支払うものとします。施設整備請負契約書(案)第72条第2項に「ただし、基本契約第31条第3項及び第4項により賠償金を支払う場合を除く。」を追記します。		
211	施設整備請負契約書(案)	34	23	第76条(解除に伴う措置)2	検査又は復旧に直接要する費用は、施設整備企業の負担とするありますが、契約解除が第74条又は第75条に基づく場合は、貴市がその費用を負担すると考えてよろしいでしょうか。	検査によって市に引渡しされるため、検査前までの業務について確認を行うものであり、施設整備請負契約書(案)の原文のとおり、施設整備企業の負担とします。		
212	施設整備請負契約書(案)	34	32	第76条(解除に伴う措置)4	支給材料が施設整備企業の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したときの返還に代えてその損害を賠償する場合の損害の範囲は、当該滅失・毀損した支給材料又は建設業務貸与品の価格と同等の価格に限ることと考えてよろしいでしょうか。	施設整備請負契約書(案)第76条第4項の原文のとおりとし、施設整備請負書(案)第76条第4項に定める損害の賠償については、民法(明治29年法律第89号)の定めるところによるものとします。		
213	施設整備請負契約書(案)	35	4	第76条(解除に伴う措置)5	貸与品等又は建設業務貸与品が施設整備企業の故意又は過失により滅失又は毀損したとき、その返還に代えてその損害を賠償しなければならない場合の損害の範囲は、その滅失・毀損した貸与品等又は建設業務貸与品の価格と同等の価格に限ることと考えてよろしいでしょうか。	施設整備請負契約書(案)第76条第5項の原文のとおりとし、施設整備請負書(案)第76条第5項に定める損害の賠償については、民法(明治29年法律第89号)の定めるところによるものとします。		

番号	資料名	頁数	行数	項目	意見・質問	回答	変更等 別紙
214	施設整備請負契約書(案)	36	14	第78条(不正行為に伴う損害の賠償の予約)1	「基本契約第31条第2項から第4項までの規定に従い」とありますが、「基本契約第31条第3項の規定に従い」でよろしいでしょうか。	「基本契約第31条第2項から第4項までの規定に従い」を「基本契約第31条第3項から第5項までの規定に従い」に施設整備請負契約書(案)を修正します。	
215	施設整備請負契約書(案)	37	20	第83条(準法及及び管轄裁判所)	第83条、第84条、第85条の適用順位について、ご教示願います。	適用順位については特に定めておりません。	
216	運営業務委託契約書(案)	7	22	第11条(運営事業者の責任)1	運営事業者には、施設運営業務の実施に係る一切の責任を負うことが求められていますが、業務の実施が、貴市の指示に拠る場合であって、その指示に間違いがあった場合による業務については、貴市も責任を負って頂けると考えてよろしいでしょうか。	本契約書第10条第1項では「基本契約及び運営業務委託契約に別途規定されている場合を除き、要求水準書等に基づいて施設運営業務を履行するために必要な一切の手段を自らの責任において定め、要求水準を満たすように適正に施設運営業務を実施するもの」としと定めており、市の指示による場合は該当しておりません。市により要求水準書等を変更する指示を行う場合には、書面等により事業者に指示するものとし、その指示が要因となって事業者に不利となる事象が発生した場合には、市にて責任を負うものとなります。	
217	資料-5 運営業務委託契約書(案)	7	32	第12条 第1項 契約の保証	運営業務委託契約書(案)第12条第1項に「運営事業者は、施設運営期間にわたり・・・保証を付さなければならない。」とあり、第9条第4項に施設運営期間は「新工場棟の引渡日の翌日から・・・運営業務委託契約の終了日まで」となっています。従って、契約保証金の納付、担保となる有価証券等の提供、金融機関の保証もしくは履行保証保険の締結は、施設を運営開始する新工場棟の引渡日の翌日までに実施すればよいと理解すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
218	資料-5 運営業務委託契約書(案)	7	32	第12条 契約の保証	「次の各号のいずれかに掲げる保証」として保証事業会社の保証は認められますでしょうか。	保証事業会社の保証でも構いません。運営業務委託契約書(案)第12条第1項第3号を「運営業務委託契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、市が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証」に修正します。	
219	運営業務委託契約書(案)	8	17	第13条(権利義務の譲渡等)1	運営業務委託契約上の地位又は基本契約により生ずる権利若しくは義務の譲渡制限等については、運営事業者だけでなく、貴市にも同等に制限を引き受けて頂けますでしょうか。	運営業務委託契約書(案)の原文のとおりとします。	
220	運営業務委託契約書(案)	9	17	第16条(著作権等の譲渡禁止)	第14条に定める著作物に係る著作権は、運営事業者と貴市の共有ですので、当該著作権の第三者への譲渡等の制限については、運営事業者と貴市のいずれも引き受けて頂けると考えてよろしいでしょうか。	運営業務委託契約書(案)の原文のとおりとします。	
221	運営業務委託契約書(案)	9	25	第17条(著作権の侵害防止)2	末尾に、「ただし、貴市が、その成果物ないし著作物を指定した場合であって、運営事業者が当該第三者の有する著作物の存在を知らなかったときは、この限りではない。」を追加頂けませんでしょうか。	運営業務委託契約書(案)の原文のとおりとします。	
222	運営業務委託契約書(案)	13	29	第2章_第27条_1(費用負担等)	「施設運営業務の実施に必要な水光熱費(電気及び都市ガスの使用に係る費用を除き、助燃装置の稼働による都市ガスの使用にかかる費用を含む)、及び薬剤等の費用」とあります。エコセメント化施設稼働停止による薬剤処理、および維持管理に係る費用は市職の負担と考えるとよろしいでしょうか。	NO.127を参照ください。	
223	運営業務委託契約書(案)	13	30	第27条 1 (2)	「契約電力を超えた際の係る費用等を含む」とありますが、費用とは、契約電力を超えた当該月の超過料金と考えるとよろしいでしょうか。また、契約電力が事業者に起因して20%を超えて変更が生じた場合の20%を超えた分に相当する基本料金が該当するのでしょうか。	ご理解のとおり、超過料金となります。また、契約電力が変更となった場合には、その基本料金の増額分が該当します。	
224	運営業務委託契約書(案)	13	31	第2章_第27条_1(費用負担等)	「施設運営業務の実施に必要な電気及び都市ガスの使用量が、事業者提案に示した・・・」とあります。施設運営業務の実施に必要な電気とは、新工場棟及び新管理棟等の電力であり、特定供給先(周辺施設)への電気を含まないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
225	運営業務委託契約書(案)	13	31	第2章_第27条_1(費用負担等)	「施設運営業務の実施に必要な電気及び都市ガスの使用量が、事業者提案に示した・・・」とあります。具体的に提示する様式番号等をご教示下さい。	様式13-①-5-2 高効率発電等の方策、様式13-①-5-3 常用コジェネレーションの内容及び運転管理に係る方策、または様式14-1-12 余熱利用計画に記載してください。	
226	運営業務委託契約書(案)	15	1	第29条(条件変更等)5	第77条2項と同様に「費用を負担し」ではなく、「損害を賠償し」と変更して頂けませんでしょうか。	運営業務委託契約書(案)の原文のとおりとします。	
227	運営業務委託契約書(案)	15	4	第30条(要求水準書の変更)	第77条2項と同様に「費用を負担し」ではなく、「損害を賠償し」と変更して頂けませんでしょうか。	運営業務委託契約書(案)の原文のとおりとします。	
228	資料-5 運営業務委託契約書(案)	17	18	第2章第35条(3) 法令変更による措置	利益に係る税制度の変更リスクを民間事業者が受ける内容となっています。ということは、運営事業者の事業計画(損益計算)上の所得税等の税率は事業者がリスクを加味して、(現行或いは予定税率である必要はなく、)任意の税率、例えば50%、を事業期間に亘って適用することでよいのでしょうか。それとも、税率は入札参加者が共通に使用する率を貴市にご指定頂き、税率変動のリスクは計画利益額を必要に応じて調整することとすべきでしょうか。ご教示願います。	事業計画(損益計算等)の作成において用いる利益に係る税金の税率については、提案書提出時点において施行又は公布されている法令に基づいたものを使用願います。	
229	運営業務委託契約書(案)	20	1	第41条(運営業務費と品)6	故意又は過失により運営業務費と品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときに、返還に代えて損害を賠償する場合の損害の範囲は、当該滅失・毀損した運営業務費と品の価格と同等の価格に限ることと考えてよろしいでしょうか。	運営業務委託契約書(案)第41条の原文のとおりとし、運営業務委託契約書(案)第41条に定める損害の賠償については、民法(明治29年法律第89号)の定めるところによるものとします。	
230	運営業務委託契約書(案)	25	28	第59条(施設運営費の減額)3	第2項の規定による施設運営費の減額とは別に、市は運営事業者に対して、その被った損害を賠償することができますので、「この場合、損害賠償の範囲については、当該停止に起因する通常かつ直接損害に限り、特別損害、間接損害及び逸失利益は含まない」と考えてよろしいでしょうか。	運営業務委託契約書(案)第59条第3項の原文のとおりとし、運営業務委託契約書(案)第59条第3項に定める損害の賠償については、民法(明治29年法律第89号)の定めるところによるものとします。	
231	資料-5 運営業務委託契約書(案)	26	23	第3章 第5節 第61条 5	処理対象物1トン当たりの主灰発生量が事業者提案に示した値を超過したときに主灰1トンあたりの最終処分費用(運搬費および単価)参考値をご教示願います。	事業者提案に示された主灰発生量を超過した場合には、民間処分場にて処理する計画としています。その民間処分場での最終処分費用は、「運搬費=約5,800(円/トン)、処分費=約41,000(円/トン)」を想定しております。	

番号	資料名	頁数	行数	項目	意見・質問	回答	変更等	別紙
232	運営業務委託契約書(案)	26	24	第3章_第5節_第61条(主灰及び飛灰の取扱)_5	「主灰1トン当たりの最終処分費(最終処分場への運搬費及び最終処分場での処分に要する費用をいう。)」とありますが、それらのうち「最終処分場での処分に要する費用」とは、東京たま広域資源循環組合における「焼却残渣(湿灰)」の超過金単価を指すものと理解してよろしいでしょうか。(例:第4次廃棄物減容(量)化基本計画書においては15000円/ト。 (ホームページに掲載されている情報による。)) その他の費用単価を想定されている場合はご教示をお願いします。	NO.231を参照してください。		
233	運営業務委託契約書	26	24	第3章_第5節_第61条(主灰及び飛灰の取扱)_5	「処理対象物1トン当たりの主灰の発生量が事業者提案に示された値を超過するときは、」とありますが、具体的に提示する様式番号等をご教示下さい。	様式13-①-4残渣性状の保存や焼却灰・飛灰の削減のための方策に記載してください。		
234	資料-5 運営業務委託契約書(案)	28	4	第65条 第2項 発電設備の運転	「発電による年間発電量が事業者提案に示された発電量を20%を超えて下回る場合は、第59条第1項の規定により施設運営費のうち固定費用を減額する」とありますが、本条本項は、第59条第1項の規定により、正常な運転ができるよう回復できない場合は、改善復旧期間満了時から正常な運転ができるよう回復したことを貴市が確認するまでの期間に相当する施設運営費のうちの固定費の10%、施設全体の稼働が停止している場合はその間の固定費を20%を減額するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
235	資料-5 運営業務委託契約書(案)	28	4	第65条 第2項 発電設備の運転	「発電による年間発電量が事業者提案に示された発電量を20%を超えて下回る場合は、第59条第1項の規定により施設運営費のうち固定費用を減額する」とあることから、減額対象となる施設運営費は、本施設の停止又は施設性能基準未達期間から60日の改善復旧期間を控除した期間に対応する施設運営費と理解してよろしいでしょうか。	60日間も含むものとします。		
236	資料-5 運営業務委託契約書(案)	28	14	第3章 第8節 第68条 ごみ質	モニタリング結果の半数未満の超過においては、運営事業者との協議を拒否するというのではないと解釈します。	ご理解のとおりです。		
237	資料-5 運営業務委託契約書(案)	28	16	第66条 第2項 熱供給等	「低圧蒸気の年間供給量が事業者提案に示された供給量を20%を超えて下回る場合は、第59条第1項の規定により施設運営費のうち固定費用を減額する」とありますが、本条本項は、第59条第1項の規定により、正常な運転ができるよう回復できない場合は、改善復旧期間満了時から正常な運転ができるよう回復したことを貴市が確認するまでの期間に相当する施設運営費のうちの固定費の10%、施設全体の稼働が停止している場合はその間の固定費を20%を減額するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
238	資料-5 運営業務委託契約書(案)	28	16	第66条 第2項 熱供給等	「低圧蒸気の年間供給量が事業者提案に示された供給量を20%を超えて下回る場合は、第59条第1項の規定により施設運営費のうち固定費用を減額する」とあることから、減額対象となる施設運営費は、本施設の停止又は施設性能基準未達期間から60日の改善復旧期間を控除した期間に対応する施設運営費と理解してよろしいでしょうか。	60日間も含むものとします。		
239	運営業務委託契約書(案)	28	17	第3章_第6節_第66条(熱供給等)_2	「市は、前項の低圧蒸気の年間供給量が、・・・20%を超えて下回る・・・」とありますが、ここでいう「前項」には、本施設内での利用も含まれています。この条文の「前項」は、特定供給先を指すものと読み替えてよろしいでしょうか。	本施設も含まれるものとし、運営業務委託契約書(案)の原文のとおりとします。		
240	運営業務委託契約書(案)	28	29	第68条(ごみ質)1	「実施方針等との正誤表」34頁191番の修正後の内容と、契約書(案)の内容が異なっていますが、どちらを正として扱えばよろしいでしょうか。	「実施方針等との正誤表」を正とし、「大幅に逸脱(第54条第1項に定める市の1年度におけるモニタリング結果の半数を超える計測結果が要求水準書に定めるごみ質の計画性状から超えることをいう。)」と運営業務委託契約書(案)を修正します。		
241	運営業務委託契約書(案)	28	29	第68条(ごみ質)1	末尾に、「貴市は、当該合意にあたり、正当な理由なく留保しないものとする」を追加頂けませんでしょうか。	運営業務委託契約書(案)の原文のとおりとします。		
242	資料-5 運営業務委託契約書(案)	29	14	第3章 第8節 第69条 1 ごみ量又はごみ質の変動により基準値を遵守できない場合	基準値とは要求水準書における排ガス排出基準及び残渣等溶出基準と解釈してよろしいでしょうか。それ以外も含める場合は、具体的な基準値における定義をご教示願います。また、年間ごみ処理量から30%未満の変動においては、運営事業者との協議を拒否するというのではないと解釈します。	基準値は、排ガス排出基準及び残渣等溶出基準及び法・条例等で定める基準値とご理解ください。 30%未満の変動についても事業者の求めに応じて協議は行いますが、事業者には基準値を達成できない理由及び根拠資料の提示を求め、市が最終判断を行うものとします。		
243	運営業務委託契約書(案)	30	12	第71条(契約期間終了時の明け渡し条件)1	15年間にわたり継続使用することに支障のない状態とはどのような状態でしょうか。ご教示願います。	事業終了時の5年前から市と事業者にて引渡し条件等について協議を行い、決定するものとしますが、少なくともプラント更新を行わなければ、処理能力が不足して処理できない状況に陥ることがなく、またプラント改修費や大規模修繕費が20年間の支払額より著しく高騰することがない状態のことを想定しています。		
244	運営業務委託契約書(案)	30	16	第71条(契約期間終了時の明け渡し条件)3	未達が発生した場合は、貴市と協議の上、運営事業者が自らの費用により改善等必要な対応を行うか、又は貴市が必要な対応を行うために要する費用の負担をするか、いずれかの対応をすと変更して頂けませんでしょうか。	運営業務委託契約書(案)第71条第3項を「市の選択により、運営事業者が自らの費用により改善等必要な対応を行うか、又は市が実施する必要な対応に要する費用の負担をする。」に修正します。		
245	資料-5 運営業務委託契約書(案)	31	9	第72条 第4項 第2号 減額	「当該施設運営業務完了届の対象となる処理対象物の処理量が実績を超えていることによる減額」とありますが、処理量が実績を超えているとは何の値がどのようになったときにどれだけ減額されるのか記載がありません。具体的に教示願います。	「当該施設運営業務完了届の対象となる処理対象物の処理量が実績を超えていた場合で減額の対象となった金額」に修正します。ここでいう処理対象物の処理量は、20年間で想定している可燃ごみ及び不燃・粗大ごみの累計になります。		
246	運営業務委託契約書(案)	39	12	別紙2 施設運営の算定方法(第73条関係)_3 固定費と変動費の取り扱い	「変動費は運転管理に必要な薬剤等の購入費のみとし、固定費はそれら以外の運転管理及び維持管理等に必要な全ての費用とする。」とありますが、固定費入れる費用は事業者にて選定してよろしいでしょうか。	変動費はごみ量等が変動することで異なる薬剤等のみとしているため、それら以外に事業者が必要と考える費用は固定費として計上し、全体の運営費として提案してください。		
247	事業者選定基準	6	2中の	表2 -3排ガス処理・公害防止性能等を確保するための方策	「電気・機械計画により軽減されるリスクについて、具体的な有効な想定が行われている。」とありますが、ここでの「電気・機械計画」とは、どのような範囲を設定しているかご教示下さい。	主要プラント処理設備に付属する電気及び機械とします。		
248	提出書類の記載要綱	2	22	5 作成要領_(1)共通事項	様式13、様式14については、様式番号、タイトル、ページのみを用紙の上部に記載し、記載事項の欄は、削除してよろしいでしょうか。また、タイトル等の記入は、自由度を持った配置としてよろしいでしょうか。 様式13、様式14のページの振り方についても、ご教示願います。	様式13及び14の体裁等については以下のとおりとします。 外枠の色彩等については変更しては構わない。 作成する電子データは、Microsoft Office Word 2003またはMicrosoft Office Excel 2003で使用できるものとする。 文章に使用するフォントは原則としてMS明朝・ゴシック、MSP明朝・ゴシックとし、その他は資料-7提出書類の記載要領 5.。(1)に規定するとおりとする。 様式13の記載事項欄については、の文章については削除して構わないものとする。 ページの振り方については事業者による提案とする。		

番号	資料名	頁数	行数	項目	意見・質問	回答	変更等	別紙
249	提出書類の記載要領	2	22	5 作成要領_(1)共通事項	入札参加者は、様式13、様式14の様式に準じて作成ソフト(マイソフト、I7thk、R7-ボイ等)を任意に選んで審査資料を作成することでよろしいでしょうか。	NO.248を参照ください。		
250	提出書類の記載要領	2	22	5 作成要領_(1)共通事項	様式13、様式14以外に補足資料を作成することは可能でしょうか。その場合、様式13、様式14とは別に綴じて(A4,A3任意)提出することでよろしいでしょうか。	様式13については補足資料は不可としますが、様式14については必要に応じて補足資料を添付することは可能です。補足資料を添付した場合には、別冊にてご提出ください。		
251	資料-7 提出書類の記載要領	3	2	5.(1)	貴市から送付される応募者番号は正本、副本両方に記載するという理解でよろしいでしょうか。	「番号」を「仮名」に修正します。 正本1部及び副本2部は代表企業及び応募企業グループ名を記載して提出してください。副本18部については、市が送付する応募者の仮名を記載してください。		
252	資料-7 提出書類の記載要領	6	7	-5-3 常用コジェネレーションの内容及び運転管理に係る方策	都市ガス料金の貴市想定単価をご教示願います。	実際は、都市ガス会社との交渉で決定しますが、市が契約する都市ガス単価は、約100円/Nm3を想定しております。		
253	提出書類の記載要領	11	中の	-11_プラント設備概要	「提案箇所の記載により、1項目が2ページに渡るのではないよう体裁を調整すること。」とありますが、現状のご指示の1ページ毎の各機器等について、そのままページを増やさずに1ページ内に記載するとの理解でよろしいでしょうか。 新たなページ(機器等)の追加はせず、必要なものは、現状のページの中に記載することの理解でよろしいでしょうか。 ＜要求水準書：施設性能基準＞の欄と記述も残すことでよろしいでしょうか。 様式中の＜設計仕様＞の項目は、ご指定の項目は残し、必要な項目を追加するとの理解でよろしいでしょうか。	①ページが不足する場合は要点を記載し、別途添付資料にて提出してください。ただし、別途資料を添付する場合には、別冊にとりまとめ、別添資料が添付されていることを様式の中に明記してください。 ②①の回答をご参照ください。 ③極力、残すこととしてください。ページを増やしても構いません。 ④事業者にて削除・追加して構いません。		
254	提出書類の記載要領	14	22	6 提出要領_(3) 入札書及び事業者提案書	提案書は書類での提出とし、データの提出はないと考えてよろしいでしょうか。	提案書のデータは記録媒体にて、作成したソフトデータにて2部提出してください。なお、CADデータ等の提出については、画像データまたはPDFデータ等での提出も構いません。		
255	提出書類の記載要領	14	22	6 提出要領_(3) 入札書及び事業者提案書	非価格要素審査資料(様式13)と基礎審査資料(様式14)は、各々分けて市販品のA3ファイルに綴じて、提出することでよろしいでしょうか。	様式13と様式14は別冊にて提出してください。なお、ファイル形式については、事業者提案とします。		
256	資料-7 提出書類の記載要領	14	32~34	6.(3) 提出部数	・非価格要素審査資料(様式13) ・基礎審査資料(様式14) の正本は応募企業グループ名がわかる体裁とし、副本の2部とあわせて合計3部が応募企業グループ名がわかる体裁とすることでよろしいでしょうか。	NO.251を参照ください。		
257	資料-7 提出書類の記載要領	2	14	2頁: 5~6 14頁: 28~29	2頁: 3. 入札書及び事業者提案書 14頁: 6.(3) 提出方法	・非価格要素審査資料(様式13) ・基礎審査資料(様式14) は別冊とし、それぞれの正本の先頭に「入札書及び事業者提案書提出書(様式11)」を添付して製本することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
258	資料-8 様式集(様式13~様式14)	様式番号13概-1-1	4	記載事項	「建築設備の耐震性能(A類)確保の対策、方法について」とありますが、(A類)は(甲類)と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、事業者選定基準及び様式を修正します。		
259	様式集(様式14)	-	-	-12 余熱利用計画	エネルギー効率計算式でのごみ廃熱量 S_g は、ごみが持つ熱量と考えてよろしいでしょうか。内訳をご教示願います。	ごみ廃熱量 S_g は、焼却炉付随の廃熱ボイラーよりえられる蒸気量と考えてください。		
260	様式集(様式14)	-	-	-12 余熱利用計画	エネルギー効率計算式でのごみ廃熱量 S_g は、設備で有効利用されない熱量と考えてよろしいでしょうか。内訳をご教示願います。	ご理解のとおりです。ただし、余熱廃熱量の対象はごみ焼却による廃熱ボイラーからの回収熱だけでなく、コジェネレーション設備からの排熱回収量も含まれます。		
261	様式集(様式14)	-	-	-12 余熱利用計画	エネルギー効率計算式において、1~4期および年間値は平均値を記入すると考えてよろしいでしょうか。	効率計算式における分母、分子ともに期間中の積算値として、平均値を算出して下さい。		
262	様式集(様式14)	-	-	-12 余熱利用計画	エネルギー効率計算式において、1期は1月~3月、2期は4月~6月、3期は7月~9月、4期は10月~12月と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
263	様式集	様式番号1-12	-	余熱利用計画	「コジェネレーション設備最大ガス消費量」について、解説頂けないでしょうか。 単位が $kNm^3/期間$ となっていますが、期間とはこの場合年間を指すのでしょうか。 コジェネレーション設備の最大設計ガス消費量を記載すればよろしいでしょうか。 都市ガスについては、コジェネレーション以外にも使用する機器があると思います。それらは含まない数値という理解でよろしいでしょうか。	②の解釈で結構です。ですので、単位は kNm^3/h を正として下さい。また、他の都市ガス設備があるようであれば、それらを含めての最大ガス消費量(kNm^3/h)を記入下さい。		
264	様式集	様式番号1-12	-	余熱利用計画	ここで言う、「クリーンセンター」とは新工場棟及び新管理棟等を指すものとし、「周辺施設」とは特定供給先を指すものと解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
265	様式集	様式番号1-12	-	余熱利用計画	指定様式における計算について、各項目毎に方法を解説頂けませんでしょうか。	別紙を参照ください。		
266	様式集	様式番号1-12	-	余熱利用計画	「エネルギー効率」の計算方法について解説頂けませんでしょうか。	エネルギー効率は様式の通りの式にて定義しています。 本施設から供給される電気・熱を対象として、二次側の需要量(分子)に対して、消費した一次エネルギー量(分母)の比率にて定義されます。ただし、ごみ焼却から得られる廃熱についての一次エネルギー換算の定義はNo.259、No.270の回答の通りです。		
267	様式集	様式番号1-12	-	余熱利用計画	ごみ廃熱量 S_g の欄は、施設に対するごみの投入量に発熱量を掛け算するものと考えてよろしいでしょうか。	ごみ廃熱量 S_g は、焼却炉付随の廃熱ボイラーよりえられる蒸気量と考えてください。		
268	様式集	様式番号1-12	-	余熱利用計画	「エネルギーの使用の合理化に関する法律」では高位発熱量を使用することとなっておりますので、「ガスの一次エネルギー換算値 $45.0MJ/kNm^3$ 」は、東京ガスの都市ガスの高位発熱量 $45.0 MJ/kNm^3$ と合致しています。一方で、ごみ廃熱量 S_g の欄は、高位発熱量での記載か、低位発熱量での記載かご教示下さい。	ごみ廃熱量 S_g は、焼却炉付随の廃熱ボイラーよりえられる蒸気量と考えてください。その上で高位として記載してください。		
269	様式集	様式番号1-12	-	余熱利用計画	エネルギー効率の算出に当たり、ごみ廃熱量 S_g を一次エネルギー換算する方法、若しくは係数をご指定下さい。	ごみ焼却から発生する蒸気量と状態から想定してください。		

番号	資料名	頁数	行数	項目	意見・質問	回答	変更等	別紙
270	様式集	様式番号 1-12	-	余熱利用計画	蒸気の使用に係る一次エネルギーへの換算は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に記載の「産業用以外の蒸気 1.36 MJ/MJ」と考えて宜しいでしょうか。	本検討では、自らの施設内での利用に供する蒸気のため、一次換算は1.00MJ/MJとしてください。		
271	様式集	様式番号 1-12	-	余熱利用計画	" $E = (E_g - E_s) + E_{S1} + E_{S2} + E_{PV}$ " という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
272	様式集	様式番号 1-12	-	余熱利用計画	" $S_0 = S_{S1} + S_{S2} + S_w$ " という理解でよろしいでしょうか。	" $SD = SS1 + SS2 - S_w$ " とご理解ください。		
273	様式集	様式番号 1-12	-	余熱利用計画	"コジェネレーション設備排熱量 S_{S2} " は、コジェネレーション設備の排熱回収量という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
274	様式集	様式番号 1-12	-	余熱利用計画	"余剰排熱量； S_w " は、ごみ排熱回収量のうち、発電に使用しなかった余剰のうちの有効利用分という理解でよろしいでしょうか。	ここでの余剰排熱量は、ごみ焼却による廃熱ボイラーからの排熱回収量、及びコジェネレーション設備からの排熱回収量の内、有効利用されなかった分とご理解ください。		
275	様式集(様式14)	-	-	-4-1 財務計画及び計算書類 損益計算書 -4-2 資金収支計算書 -4-3 市の支払う対価	費目に関しては、事業者側で適宜変更して宜しいでしょうか	様式で指定されている費目を変更することは認めないものとします。ただし、様式に指定されていない費目を様式に適宜追加することは認めますが、その場合には追加した費目の内容を様式の余白等に記載ください。		
276	様式集(様式14)	-	-	-4-1 財務計画及び計算書類 損益計算書	営業収益と営業費用の区分をご教示願います。	営業費用に関しましては、本事業に係る費用としての見積額となりますが、費目が不足する場合には適宜費目を追加することを妨げません。(質問No.275の回答参照) また、営業収益については、市から受け取る対価として想定している区分に応じて記載願います。なお、営業収益の各項目の額を営業費用の額と同額とし、民間事業者の利益相当額を「税引前利益相当」の欄に記載することでも差支えございません。		
277	様式集(様式14)	-	-	-4-1 財務計画及び計算書類 損益計算書	営業収益と営業費用にある用役費及び水道光熱費には、貴市所掌となる電気使用量及び助燃装置の稼働による都市ガス使用量以外の都市ガス使用量は含まないと考えてよろしいでしょうか。またこの項目は、水、薬品、オイル等の用役費の一切を含むと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、事業者の所掌の範囲で検討ください。		
278	様式集(様式14)	-	-	-4-1 財務計画及び計算書類 損益計算書	項目で「建物維持管理棟費用」という記述が2箇所ありますが、いずれも「建物維持管理等費用」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、「建物維持管理棟費用」を「建物維持管理等費用」と修正します。		
279	様式集(様式14)	-	-	財務計画及び計算書類、 -4-1および -4-2	建物維持管理棟費用を建物維持管理等費用と読み替えたとすれば、その費用の対象は建物本体、法定点検を含めた建築設備機器、建屋内清掃、屋上緑化・壁面緑化の植栽、構内道路等の外構維持管理・清掃および屋内整備と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
280	様式集(様式14)	-	-	財務計画及び計算書類、 -4-1および -4-2、 -4-5	項目で「プラント改修等費用」とありますが、その内容はプラント機器の法定を含む定期点検費、定期補修費及びこれらの部品費と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
281	様式集(様式14)	-	-	財務計画及び計算書類、 -4-1および -4-2、 -4-5	項目で「大規模補修費」とありますが、その内容は建設時の性能を35年間維持することを前提とした中で20年目までに発生が予想されるプラント機器更新費及び比較的小規模と金額の大きい補修費、補修材料費として、事業者提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、事業者による提案とします。		
282	様式集(様式14)	-	-	財務計画及び計算書類、 -4-1および -4-2、 -4-5	項目で「大規模補修費」とありますが、ここには新技術等への対応(運営業務委託契約書 第24条)および法令変更に伴う改造は除外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
283	様式集	様式番号 -4-1	-	財務計画及び計算書類 損益計算書	法人税等を算出するための税率について、ご教示願います。	NO.228を参照ください。		
284	様式集(様式14)	-	-	-4-2 財務計画及び計算書類 資金収支計算書	項目で「建物維持管理棟費用」という記述が1箇所ありますが、「建物維持管理等費用」と読み替えてよろしいでしょうか。	NO.278を参照してください。		
285	様式集(様式14)	-	-	-4-3 財務計画及び計算書類 市の支払う対価	営業収益と営業費用にある用役費及び水道光熱費は、貴市所掌となる電気使用量(契約金等含む)及び助燃装置の稼働による都市ガス使用量以外の都市ガス使用量のみと考えてよろしいでしょうか。	NO.277を参照してください。		
286	様式集(様式14)	-	-	財務計画及び計算書類、 -4-3	運営に係る計測管理業務、事業終了時の諸業務等はSPC運営費に含まれますが、当様式のSPC運営費用にこれら該当の費目について入札参加者が任意に行を追加してもよいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおり、必要な項目があれば追加してもらって構いません。		
287	様式集	様式番号 -4-3	-	財務計画及び計算書類 市の支払う対価	施設整備費の項目に割賦利息とありますが、計算方法についてご教示願います。	施設整備において、資金を短期借入等で調達し、割賦利息が生じる場合には記入ください。不要であれば、空欄としてください。		
288	様式集	様式番号 -4-4	-	財務計画及び計算書類 施設整備費及び運営管理費等内訳	施設整備費のプラント関連は、一式で計上することによろしいでしょうか。また、工事監理費は工事管理費に読み替えることによろしいでしょうか。	施設整備費のプラント関連の内訳の細目は事業者による提案となりますが、年度ごとに計上してください。また、工事監理費はご理解のとおり、工事管理費と読み替えてください。		
289	様式集	様式番号 -4-4	-	財務計画及び計算書類 施設整備費及び運営管理費等内訳	運営管理委託費・用水費水道光熱費を算出するためのごみ量及びごみ質について、ご教示願います。また、運営業務委託契約書 別紙2に定められている固定費と変動費単価については、この様式に記載する必要がありますでしょうか。	入札時は計画年間平均処理量および計画ごみ質(基準ごみ時)を用いて算出してください。別紙2の変動単価等は提案する算定式があれば根拠と合わせて記載してください。		
290	様式集	様式番号 -4-4	-	財務計画及び計算書類 施設整備費及び運営管理費等内訳	建物維持管理等費用については、清掃費、法定点検費、修繕費など建物に係る費用を計上すれば、よろしいでしょうか。	NO.279を参照してください。		
291	様式集	様式番号 -4-4	-	財務計画及び計算書類 施設整備費及び運営管理費等内訳	建物維持管理等費用については、円/年にて記載することとなっておりますが、20年間を平均した金額を記載することによろしいでしょうか。また、様式番号 -4-1~ -4-3の建物維持管理等費用については、様式番号 -4-4に計上した金額(平均)と当該年度ごとに算出した金額とどちらを記載すれば、よろしいでしょうか。	様式II-4-4における建物維持管理費用については、維持管理運営期間(20年間:7年間、7年間、6年間)の発生見込総額の年平均額(3期に分けた総額を7または6分の1した額)を記載してください。なお、様式II-4-1の営業費用及びII-4-2の資金需要における建物維持管理費用については、各年度において発生が見込まれる費用の額又は資金需要額を記載ください。また、様式II-4-1の営業収益、II-4-2の資金調達及びII-4-3の維持管理費用に記載する額については、各事業者の提案する受取対価を各年度ごとに記載ください。		

番号	資料名	頁数	行数	項目	意見・質問	回答	変更等	別紙
292	様式集(様式14)	-	-	財務計画及び計算書類、-4-5改修・補修費用内訳	記載事項に「指定様式にて作成を行うこと」とあり、「プラント施設改修等費用」と「大規模補修費」の二つの項目があります。二つの項目だけを記入すればよいのか、あるいは入札参加者が任意に選定した内訳を当指定様式内に記入するという意味でしょうか。ご教示願います。	事業者にて任意の項目で、極力、細分化して内訳を作成してください。		
293	様式集	様式番号-4-5	-	財務計画及び計算書類改修・修繕費用内訳	プラント施設改修等費用と大規模修繕費の区分ついて、ご教示願います。また、建物関係の費用は、様式番号 -4-4に計上することによるしいでしょうか。	NO.281を参照してください。また、建物関係の費用はご理解のとおり、様式番号II-4-4に計上してください。		
294	低入札価格調査取扱要綱	-	-		調査基準価格は、入札の前に発表して頂けるのでしょうか。	調査基準価格は非公表です。		
295	低入札価格調査取扱要綱	-	-		施設整備請負契約について、市長が定める額の10分の7の額と運営業務委託契約について、市長が定める額の10分の6の額を合わせた額が、当該予定価格の10分の9から10分の7までの範囲内で市長が定める額となるという理解でよろしいでしょうか。	調査基準価格は、施設整備請負契約、運営業務委託契約及び予定価格のそれぞれについて定めることから、施設整備請負契約について市長が定める額の10分の7の額と、運営業務委託契約について市長が定める額の10分の6の額を合わせた額が、当該予定価格の10分の9から10分の7までの範囲内で市長が定める額となるとは限りません。		
296	実施方針等に対する質問・意見等への回答	-	-		実施方針等に対する意見・質問等への回答が、本入札公告においても有効であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、10月1日入札公告資料、第1回質問に対する回答書及び今回の第2回質問に対する回答書で修正または追記している事項については、最新の公表資料が優先するものとします。		